

志布志市自殺対策計画

いのち支えあう
「志」のまち志布志



志布志市

志布志市自殺対策計画の策定に当たって

我が国の自殺者数は、平成10年以降、14年連続で年間3万人を超える状況でした。このような中、平成18年に自殺対策基本法が施行され、これまで「個人の問題」とされてきた自殺が「社会の問題」として広く認識されるようになり、様々な対策が講じられました。



しかし、自殺者は減少傾向にあるものの、自殺者数の累計は毎年2万人を超えるなど、非常事態はいまだ続いていると言っても過言ではありません。

そのような中、平成28年に自殺対策基本法が改正され、各市町村に「生きることの包括的な支援」を基本理念とした「市町村自殺対策計画」の策定が義務付けられました。

このことから、本市では、「いのち支えあう「志」のまち志布志」を基本理念とした「志布志市自殺対策計画」を策定いたしました。

この計画では、本市における自殺対策を総合的に推進するための具体的な施策を定めております。自殺対策は「生きることの包括的な支援」であり、それは地域づくりそのものです。誰しものが自殺に追い込まれない地域を目指すためには、市民の皆様はもとより、様々な方とのネットワークづくりが必要になります。皆様の御協力を得ながら、また皆様とのつながりを大切にしながら、健やかでこころ豊かに安心して暮らせる志布志市を目指していきたいと考えております。

最後に、本計画策定に当たり、貴重な御意見や御協力を賜りました志布志市自殺対策ネットワーク会議の皆様をはじめ、関係各位、市民の皆様に心から感謝を申し上げます。

令和元年5月

志布志市長 下 平 晴 行

志布志市自殺対策計画 目次

第1章 計画策定の趣旨等	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置付け	1
3 計画の期間	2
4 計画の数値目標	3
第2章 志布志市における自殺の現状	4
1 志布志市における5つのポイント	4
2 統計データから見る志布志市の自殺の現状	5
第3章 自殺対策の取組	9
1 自殺対策の基本理念	9
2 自殺対策の基本認識	11
3 自殺対策の基本方針	12
4 5つの基本施策	14
基本施策1 地域におけるネットワークの強化	15
基本施策2 自殺対策を支える人材の育成	16
基本施策3 市民への啓発と周知	17
基本施策4 生きることの促進要因への支援	18
基本施策5 児童生徒のSOSの出し方に関する教育	19
5 3つの重点施策	20
重点施策1 高齢者への自殺対策の推進	21
重点施策2 生活困窮者への生活支援と自殺対策の連動	23
重点施策3 無職者・失業者への支援の強化	24
第4章 自殺対策の推進体制等	26
1 地域におけるネットワーク	26
2 主な評価指標と検証・評価	27
3 自殺対策の担当課	27
4 生きる支援関連施策	28
資料編	32
1 志布志市内の相談機関	32
2 鹿児島県内の相談機関	36
3 民間団体の相談機関	39
4 大隅地域の精神科及び心療内科医療機関一覧	44
5 自殺対策基本法	45
6 志布志市健康づくり推進協議会設置要綱	48
7 志布志市自殺対策ネットワーク会議設置要綱	50
8 志布志市自殺対策推進本部規程	52
9 志布志市自殺対策計画 策定経過	54

1 計画策定の趣旨

自殺は、その多くが追い込まれた末の死です。自殺の背景には、精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立などの様々な社会的要因があることが知られています。自殺に至る心理としては、様々な悩みが原因で追い詰められて自殺以外の選択肢が考えられない状態に陥ったり、社会とのつながりの減少や生きていても役に立たないという役割喪失感から、また、与えられた役割の大きさに対する過剰な負担感から、危機的な状態にまで追い込まれてしまう過程と見ることができます。

我が国の自殺対策は、平成18年に自殺対策基本法（平成18年法律第85号）が制定されて以降、大きく前進しました。それまで「個人の問題」とされてきた自殺が「社会の問題」として広く認識されるようになり、国を挙げて自殺対策を総合的に推進した結果、自殺で亡くなる人数の年次推移は減少傾向にあるなど、着実に成果を上げています。

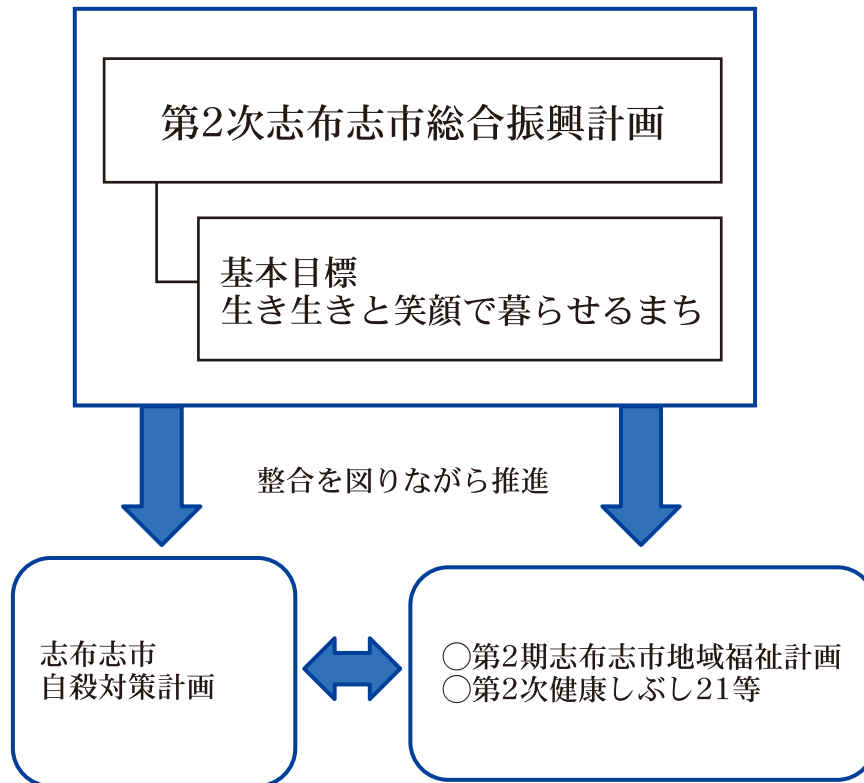
しかし、我が国の自殺死亡率（人口10万人当たりの自殺による死亡率）は、主要先進7か国の中で最も高く、自殺で亡くなる人数の累計は毎年2万人を超える水準で積み上がっているなど、非常事態はいまだ続いていると言わざるを得ません。

そうした中、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指して自殺対策を更に総合的かつ効果的に推進するため、施行から10年の節目に当たる平成28年に、自殺対策基本法が改正されました。自殺対策が「生きることの包括的な支援」として実施されるべきこと等が基本理念に明記されるとともに、自殺対策の地域間格差を解消し、誰もが等しく支援を受けられるよう、全ての都道府県及び市町村が「都道府県自殺対策計画」又は「市町村自殺対策計画」を策定することとされました。

2 計画の位置付け

本計画は、平成28年に改正された自殺対策基本法に基づき、国の定める自殺総合対策大綱の趣旨及び鹿児島県自殺対策計画を踏まえて、同法第13条第2項に定める「市町村自殺対策計画」として策定するものです。

また、中長期的な視点を持って継続的に自殺対策を実施していくため、本計画を、「第2次志布志市総合振興計画」における7つのまちづくりの基本目標のうち、「生き生きと笑顔で暮らせるまち」を目指す目標に位置付けるとともに、「第2期志布志市地域福祉計画」、「第2次健康しぶし21」等の関連計画との整合性を図っていきます。



3 計画の期間

国の自殺対策の指針である自殺総合対策大綱は、平成19年6月に初めて策定された後、平成20年10月の一部改正、平成24年8月の全体的な見直しを経て、平成28年の自殺対策基本法改正の趣旨や我が国の自殺の実態を踏まえた見直しが行われました。それにより、平成29年7月には自殺総合対策の基本理念や基本方針等を整理し、当面の重点施策に「地域レベルの実践的な取組への支援を強化する」「子ども・若者の自殺対策をさらに推進する」などを新規追加した新たな自殺総合対策大綱（「自殺総合対策大綱 ～誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して～」）が閣議決定されました。このようにこれまで自殺総合対策大綱は、おおむね5年に一度を目安に改訂が行われてきています。

本市の計画も、こうした国の動きや自殺実態、社会状況等の変化を踏まえる形で、おおむね5年に一度を目安に内容の見直しを行うこととし、「志布志市自殺対策計画」の期間を2019年度（令和元年度）から2023年度（令和5年度）までの5年間とします。

4 計画の数値目標

自殺対策基本法で示されているように、自殺対策を通じて最終的に目指すのは、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現です。国は、平成29年7月に閣議決定した「自殺総合対策大綱 ～誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して～」において、2026年（令和8年）までに、自殺死亡率（人口10万人当たりの自殺者数）を2015年（平成27年）と比べて30%以上減少させることを、政府の進める自殺対策の目標として定めています。

こうした国の方針を踏まえつつ、本市では当面の目標値として、2015年（平成27年）の年間の自殺死亡率27.2（人数9人）を、2026年（令和8年）までにおおむね30%程度、すなわち自殺死亡率を19.0（人数6人）まで減少させることを目指します。

	現状値	目標値
	2015年 （平成27年）	2026年 （令和8年）
自殺死亡率	27.2	19.0
人数	9人	6人

第2章 志布志市における自殺の現状

1 志布志市における5つのポイント

本市の自殺の実態に即した計画を策定するため、厚生労働省「人口動態統計」、警察庁「自殺統計」及び自殺総合対策推進センターが自治体ごとの自殺実態を示した「地域自殺実態プロファイル」を基に分析を行いました（5ページ 本章2 統計データから見る志布志市の自殺の現状）。

この分析結果から見えてきた本市の自殺をめぐる現状をまとめたのが、以下の5つのポイントです。

▼5つのポイント

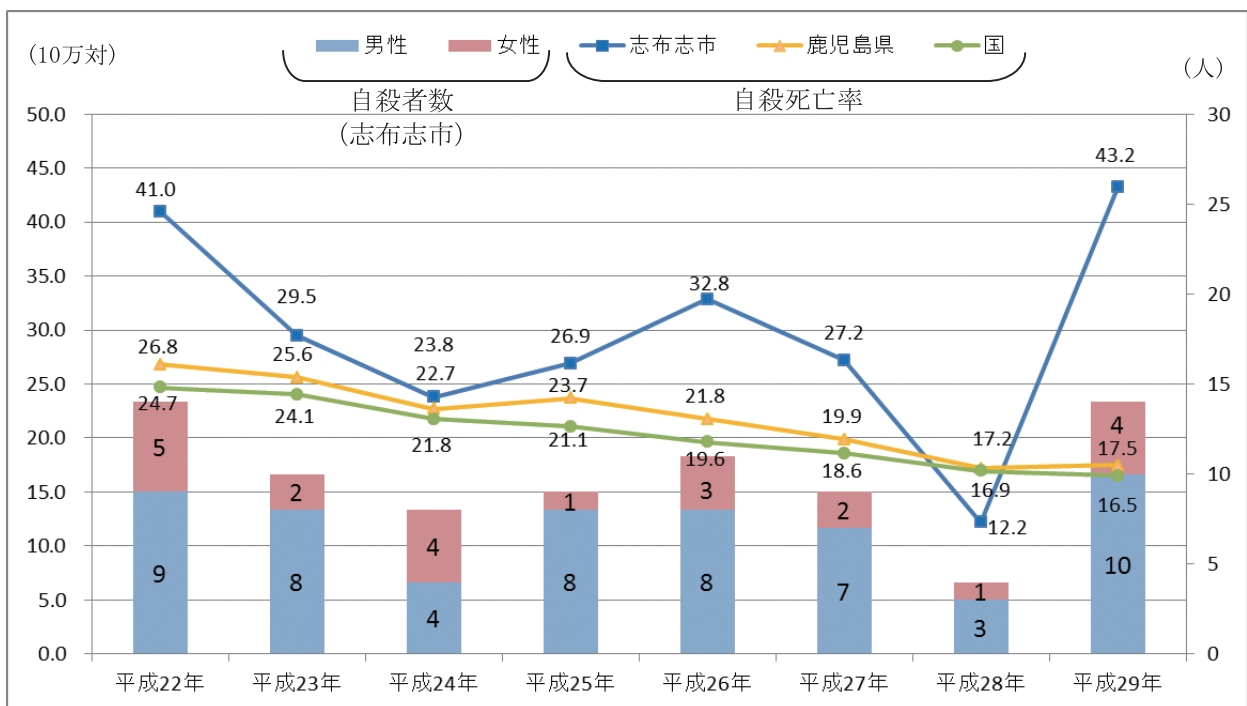
- 1 年間自殺者数は平均約9.4人。自殺死亡率（10万人当たりの自殺者数）は、鹿児島県及び国より高い傾向にある。
- 2 自殺者における中年期や80歳以上の男性の割合が高い。
- 3 自殺者における無職者の割合は8割を占める。
- 4 自殺の原因・動機別の割合は健康問題が多い。
- 5 自殺者の7割に同居人がいた。

2 統計データから見る志布志市の自殺の現状

(1) 平成25年から平成29年までの5年間に自殺で亡くなった人の数は47人（年間平均9.4人）、自殺死亡率の平均は28.5であり、鹿児島県（20.0）及び国（18.5）よりも高くなっています。

全国における自殺者数は、平成10年以降、14年連続で3万人を超える状態が続いていましたが、平成24年に15年ぶりに3万人を下回り、平成29年は2万1,127人と平成22年以降8年連続減少しています。鹿児島県における自殺者数は、平成29年は292人であり、平成18年をピークに減少傾向にあります。

図1：自殺者数と自殺死亡率の推移（平成22年から平成29年まで）



【出典】地域の自殺の基礎資料（厚生労働省）・自殺統計（警察庁）

平成29年 自殺統計（平成28年との比較）

- ・自殺者数：本市14人（+10人）、県292人（-3人）、国2万1,127人（-576人）
- ・自殺死亡率：本市43.2（+31.0）、県17.5（+0.3）、国16.5（-0.4）

(2) 自殺者における中年期や80歳以上の男性の割合が高い。

平成25年から平成29年の5年間に自殺で亡くなった人を性・年代別で見ると、50歳代以上の男性の割合が高くなっています。

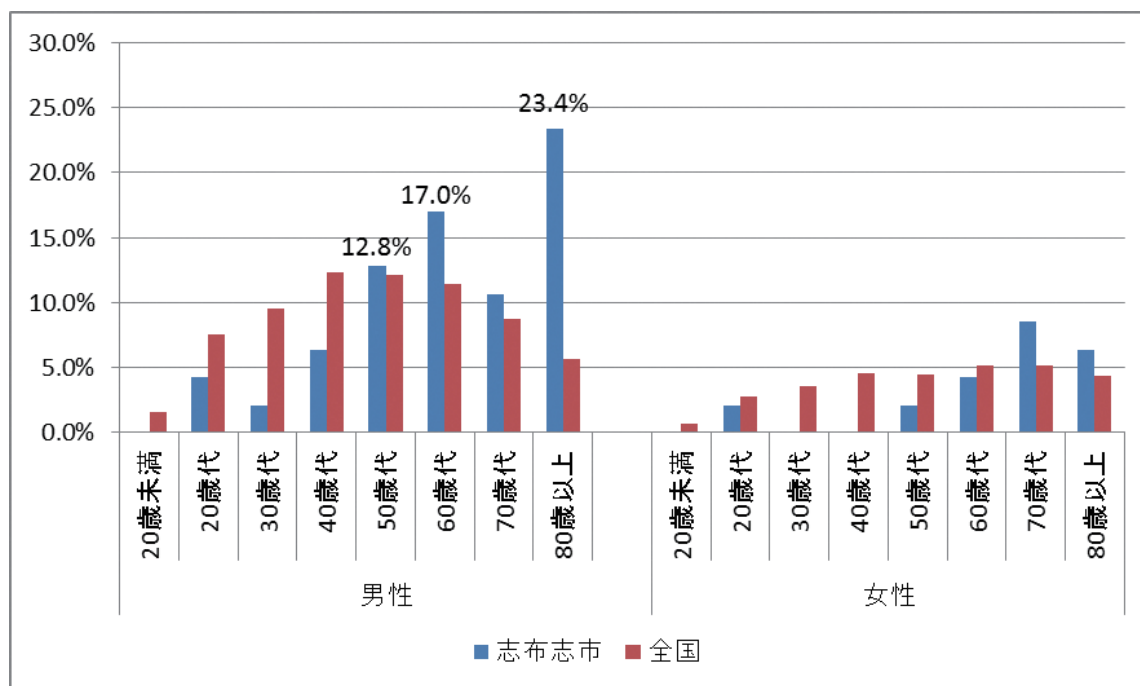
○志布志市における自殺者の男女・年代別集計

(平成25年から平成29年まで合計)

年齢区分	20歳未満	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	80歳以上	合計
男性	0	2	1	3	6	8	5	11	36
女性	0	1	0	0	1	2	4	3	11
合計	0	3	1	3	7	10	9	14	47

【出典】自殺総合対策支援センター「地域自殺実態プロファイル（2018更新版）」

図2：性・年代別の割合（平成25年から平成29年まで合計）

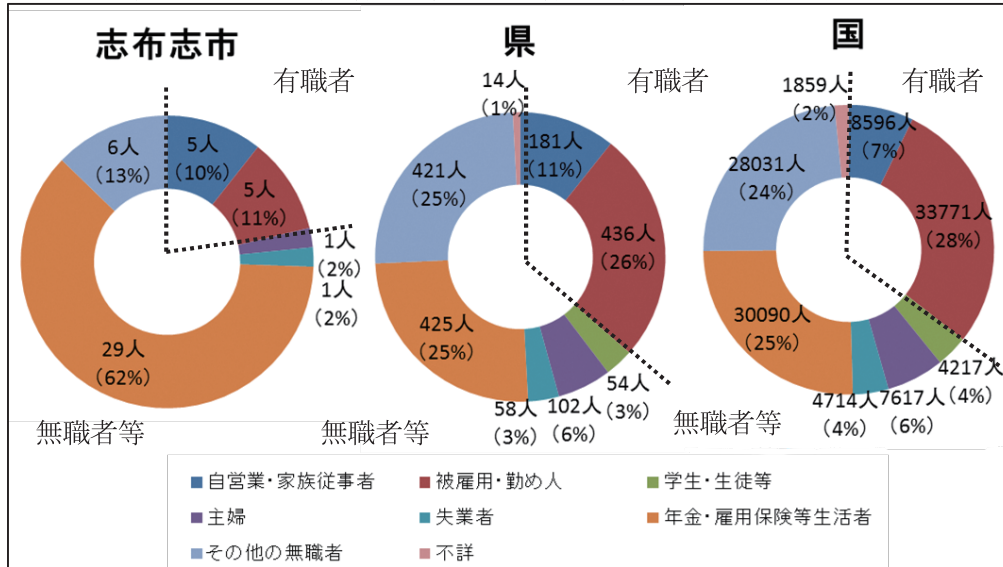


【出典】自殺総合対策支援センター「地域自殺実態プロファイル（2018更新版）」

(3) 自殺者における無職者の割合は8割を占める。

有職者・無職者の割合を見ると、平成25年から平成29年までの5年間に自殺で亡くなった47人のうち、37人（79%）は無職者であり、高い割合となっています。

図3：職業別の割合（平成25年から平成29年まで合計）



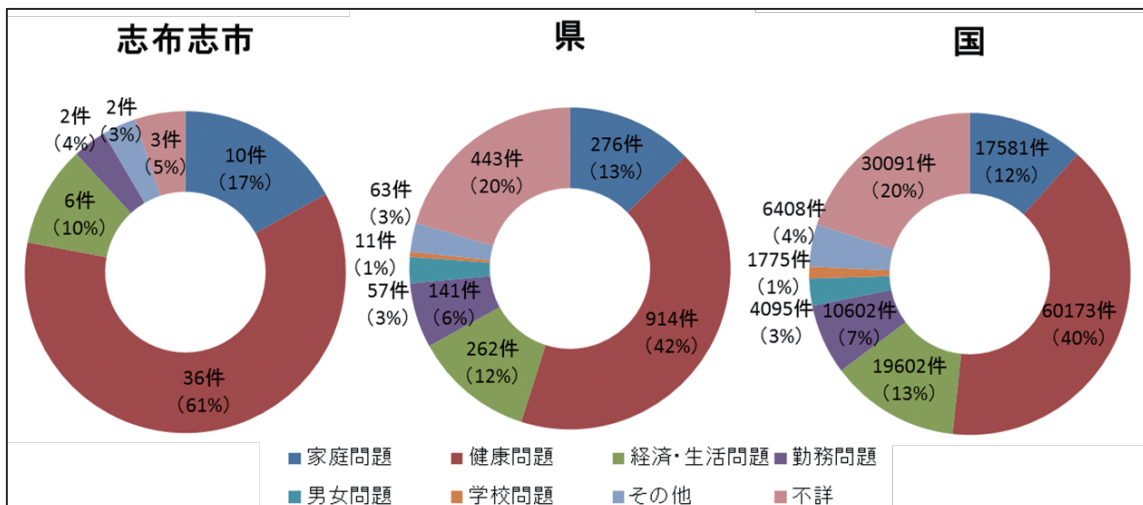
【出典】自殺総合対策支援センター「地域自殺実態プロファイル（2018更新版）」

(4) 自殺の原因・動機別の割合は健康問題が多い。

自殺者の原因・動機（3つまで複数計上可）について、平成25年から平成29年までの5年間で見ると、健康問題が36件（61%）と最も多く、鹿児島県42%、国40%よりも高い割合になっています。

※ 自殺の多くは多様かつ複合的な原因及び背景を有しており、様々な要因が連鎖する中で起きています。

図4：原因・動機別の割合（平成25年から平成29年まで合計）

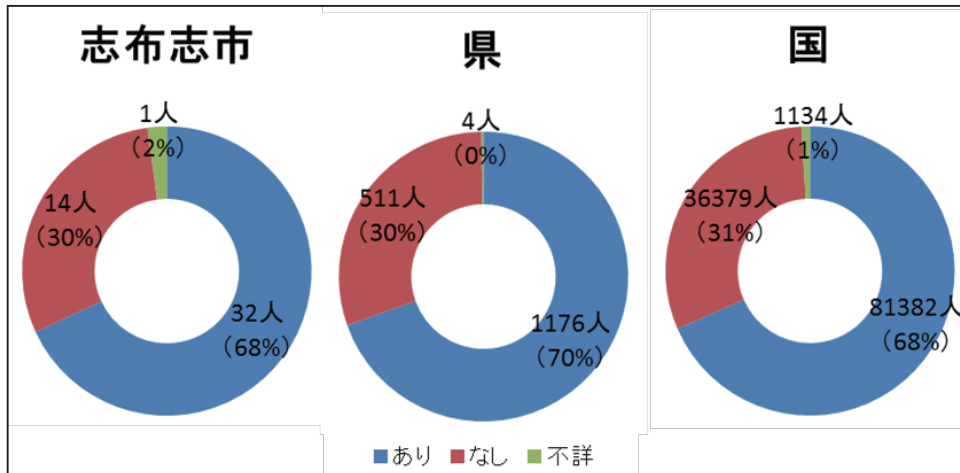


【出典】自殺総合対策支援センター「地域自殺実態プロファイル（2018更新版）」

(5) 自殺者の7割に同居人がいた。

同居者の有無別で見ると、平成25年から平成29年の5年間に自殺で亡くなった47人のうち、同居人がいる人は32人（68%）であり、同居人のいる人の割合が高くなっています。

図5：同居人の有無の割合（平成25年から平成29年まで合計）



【出典】自殺総合対策支援センター「地域自殺実態プロファイル（2018更新版）」

(6) 鹿児島県における年齢別死因順位（平成29年）

10歳代から30歳代までの死因の第1位は、自殺となっています。また、40歳代で第3位、50歳代で第4位となっているなど、若年者の死因の上位となっています。

資料：人口動態統計

年齢階級	第1位			第2位			第3位			第4位			第5位		
	死因	死亡数	割合	死因	死亡数	割合	死因	死亡数	割合	死因	死亡数	割合	死因	死亡数	割合
0～9	先天奇形及び染色体異常	12	26.7	周産期に発生した病態	9	20.0	不慮の事故	5	11.1	その他症状、徴候及び異常臨床所見	4	8.9	神経系の疾患	3	6.7
10～19	自殺	4	20.0	悪性新生物	3	15.0	不慮の事故	3	15.0	内分泌、栄養及び代謝疾患	2	10.0	その他症状、徴候及び異常臨床所見	2	10.0
20～29	自殺	19	36.5	不慮の事故	14	26.9	悪性新生物	6	11.5	脳血管疾患	3	5.8	肺炎	2	3.8
30～39	自殺	40	33.3	悪性新生物	25	20.8	肝疾患	9	7.5	脳血管疾患	7	5.8	その他症状、徴候及び異常臨床所見	7	5.8
40～49	悪性新生物	84	35.3	脳血管疾患	33	13.9	自殺	22	9.2	不慮の事故	21	8.8	心疾患	20	8.4
50～59	悪性新生物	231	36.3	心疾患	72	11.3	脳血管疾患	55	8.6	自殺	51	8.0	不慮の事故	41	6.4
60～69	悪性新生物	945	43.9	心疾患	240	11.2	脳血管疾患	177	8.2	不慮の事故	97	4.5	肺炎	67	3.1
70～79	悪性新生物	1,280	37.2	心疾患	457	13.3	脳血管疾患	299	8.7	肺炎	202	5.9	その他の呼吸器系の疾患	159	4.6
80～	悪性新生物	2,695	17.8	心疾患	2,643	17.5	肺炎	1,659	11.0	老衰	1,551	10.3	脳血管疾患	1,479	9.8
総数	悪性新生物	5,270	24.1	心疾患	3,439	15.8	脳血管疾患	2,055	9.4	肺炎	1,949	8.9	老衰	1,579	7.2

【出典】鹿児島県自殺対策計画より

第3章 自殺対策の取組

1 自殺対策の基本理念

自殺総合対策大綱では、自殺対策の本質が生きることの支援であることを改めて確認し、「いのち支える自殺対策」という理念を前面に打ち出して、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」を目指すとしております。

本市においても、「いのち支えあう「志」のまち志布志」を基本理念とし、全庁的連携の下、関係機関・団体との連携を図りながら、自殺対策を推進していきます。

基本理念 いのち支えあう「志」のまち志布志

「自殺総合対策大綱」（概要）

※下線は旧大綱からの主な変更箇所

平成28年の自殺対策基本法の改正や我が国の自殺の実態を踏まえ抜本的に見直し

第1 自殺総合対策の基本理念

誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す

- 自殺対策は、社会における「**生きることの阻害要因**」を減らし、「**生きることの促進要因**」を増やすことを通じて、**社会全体の自殺リスクを低下させる**

阻害要因：過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立等
促進要因：自己肯定感、信頼できる人間関係、危機回避能力等

第2 自殺の現状と自殺総合対策における基本認識

- 自殺は、その多くが追い込まれた末の死である
- 年間自殺者数は減少傾向にあるが、**非常事態はまだまだ続いている**
- 地域レベルの実践的な取組を**PDCAサイクルを通じて推進する**

第3 自殺総合対策の基本方針

1. **生きることの包括的な支援**として推進する
2. **関連施策との有機的な連携を強化**して総合的に取り組む
3. **対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動**させる
4. 実践と啓発を両輪として推進する
5. 国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業及び国民の役割を明確化し、その連携・協働を推進する

第4 自殺総合対策における当面の重点施策

1. **地域レベルの実践的な取組への支援を強化する**
2. 国民一人ひとりの気づきと見守りを促す
3. 自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する
4. 自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図る
5. 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する
6. 適切な**精神保健医療福祉サービス**を受けられるようにする
7. **社会全体の自殺リスクを低下**させる
8. 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ
9. 遺された人への支援を充実する
10. 民間団体との連携を強化する
11. **子ども・若者の自殺対策を更に推進する**
12. **勤務問題による自殺対策を更に推進する**

第5 自殺対策の数値目標

- 先進諸国の現在の水準まで減少させることを目指し、**平成38年までに、自殺死亡率を平成27年と比べて30%以上減少**
(平成27年18.5 ⇒ 13.0以下)

(WHO:仏15.1(2013)、米13.4(2014)、独12.6(2014)、
加11.3(2012)、英7.5(2013)、伊7.2(2012))

第6 推進体制等

1. 国における推進体制
2. 地域における**計画的な自殺対策の推進**
3. 施策の評価及び管理
4. 大綱の見直し

自殺総合対策における当面の重点施策（ポイント）

●自殺対策基本法の改正の趣旨・基本的施策及び我が国の自殺を巡る現状を踏まえて、更なる取組が求められる施策 ※各施策に担当府省を明記 ※補助的な評価指標の盛り込み(例：よりそいホットラインや心の健康相談統一ダイヤルの認知度)

※下線は旧大綱からの主な変更箇所

<p>1. 地域レベルの実践的な取組への支援を強化する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域自殺実態プロフィール、地域自殺対策の政策パッケージの作成 ・地域自殺対策計画の策定ガイドラインの作成 ・地域自殺対策推進センターへの支援 ・自殺対策の専任職員の配置・専任部署の設置の促進 	<p>2. 国民一人ひとりの気づきと見守りを促す</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自殺予防週間と自殺対策強化月間の実施 ・児童生徒の自殺対策に資する教育の実施(SOSの出し方に関する教育の推進) ・自殺や自殺関連事象等に関する正しい知識の普及 ・うつ病等についての普及啓発の推進 	<p>3. 自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自殺の実態や自殺対策の実施状況等に関する調査研究・検証・成果活用(革新的自殺研究推進プログラム) ・先進的な取組に関する情報の収集、整理、提供 ・子ども・若者の自殺調査 ・死因究明制度との連動 ・オンサイト施設等の形成等により自殺対策の関連情報を安全に集積・整理・分析 	<p>4. 自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図る</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療等に関する専門家などを養成する大学や専修学校等と連携した自殺対策教育の推進 ・自殺対策の連携調整を担う人材の養成 ・かかりつけ医の資質向上 ・教職員に対する普及啓発 ・地域保健・産業保健スタッフの資質向上 ・ゲートキーパーの養成 ・家族や知人等を含めた支援者への支援 	<p>5. 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職場におけるメンタルヘルス対策の推進 ・地域における心の健康づくり推進体制の整備 ・学校における心の健康づくり推進体制の整備 ・大規模災害における被災者の心のケア、生活再建等の推進 	<p>6. 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする</p> <ul style="list-style-type: none"> ・精神科医療、保健、福祉等の連動性の向上、専門職の配置 ・精神保健医療福祉サービスを担う人材の養成等 ・うつ病、統合失調症、アルコール依存症、ギャンブル依存症等のハイリスク者対策
<p>7. 社会全体の自殺リスクを低下させる</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ICT（インターネットやSNS等）の活用 ・ひきこもり、児童虐待、性被害、性暴力の被害者、生活困窮者、ひとり親家庭、性的マイノリティに対する支援の充実 ・妊産婦への支援の充実 ・相談の多様な手段の確保、アウトリーチの強化 ・関係機関等の連携に必要な情報共有の周知 ・自殺対策に資する居場所づくりの推進 	<p>8. 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の自殺未遂者支援の拠点機能を担う医療機関の整備 ・医療と地域の連携推進による包括的な未遂者支援の強化 ・居場所づくりとの連動による支援 ・家族等の身近な支援者に対する支援 ・学校、職場等での事後対応の促進 	<p>9. 遺された人への支援を充実する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・遺族の自助グループ等の運営支援 ・学校、職場等での事後対応の促進 ・遺族等の総合的な支援ニーズに対する情報提供の推進等 ・遺族等に対応する公的機関の職員の資質の向上 ・遺児等への支援 	<p>10. 民間団体との連携を強化する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民間団体の人材育成に対する支援 ・地域における連携体制の確立 ・民間団体の相談事業に対する支援 ・民間団体の先駆的・試行的取組や自殺多発地域における取組に対する支援 	<p>11. 子ども・若者の自殺対策を更に推進する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめを苦にした子どもの自殺の予防 ・学生・生徒への支援充実 ・SOSの出し方に関する教育の推進 ・子どもへの支援の充実 ・若者への支援の充実 ・若者の特性に応じた支援の充実 ・知人等への支援 	<p>12. 勤務問題による自殺対策を更に推進する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長時間労働の是正 ・職場におけるメンタルヘルス対策の推進 ・ハラスメント防止対策

2 自殺対策の基本認識

本市における自殺対策は、次のような基本認識に基づいて取り組めます。

- (1) 自殺は、その多くが追い込まれた末の死である。

自殺の背景には、精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立などの様々な社会的要因があることが知られています。

このような様々な悩みにより心理的に追い詰められた結果、抑うつ状態にあったり、うつ病、アルコール依存症等の精神疾患を発症していたり、正常な判断を行うことができない状態となっていることが明らかになっており、個人の自由な意思や選択の結果ではなく、「自殺は、その多くが追い込まれた末の死」ということを認識する必要があります。

- (2) 年間自殺者数は減少傾向にあるが、非常事態はいまだ続いている。

自殺総合対策大綱に基づく政府の取組のみならず、地方公共団体、関係団体、民間団体等による様々な取組の結果、平成10年の急増以降年間3万人超と高止まっていた年間自殺者数は平成22年以降7年連続して減少し、平成27年には平成10年の急増前以来の水準となりましたが、20歳未満の自殺死亡率が平成10年以降おおむね横ばいであることに加えて、20歳代や30歳代における死因の第1位が自殺となっています。さらに、我が国の自殺死亡率は主要先進7か国の中で最も高く、年間自殺者数も依然として2万人を超えているなど、非常事態はいまだ続いていると言わざるをえません。

- (3) 地域レベルの実践的な取組をP D C Aサイクルを通じて推進する。

自殺対策基本法の施行から10年の節目に当たる平成28年に同法が改正され、市町村は、大綱及び都道府県の計画並びに地域の実情等を勘案して、地域自殺対策計画を策定することとされました。あわせて、国は、地方公共団体による地域自殺対策計画の策定を支援するため、自殺総合対策推進センターにおいて、都道府県及び市町村を自殺の地域特性ごとに類型化し、それぞれの類型において実施すべき自殺対策事業をまとめた政策パッケージを提供するとともに、その政策パッケージにより市町村等が実施した自殺対策事業の成果等を分析し、政策パッケージの改善を図り、より精度の高い政策パッケージを地方公共団体に還元することとなりました。このようにして国と地方公共団体等が協力しながら、全国的なP D C Aサイクルを通じて、自殺対策を常に進化させながら推進していく必要があります。

3 自殺対策の基本方針

基本理念の実現を目指して、自殺対策における基本認識を踏まえ、次のような基本方針の下に総合的な対策に取り組みます。

- 基本方針
- 1 生きることの包括的な支援として推進
 - 2 関連施策との有機的な連携による総合的な取組
 - 3 対応の段階に応じたレベルごとの対策の効果的な連動
 - 4 実践と啓発を両輪とした推進
 - 5 関係者の役割の明確化とその連携・協働の推進

(1) 生きることの包括的な支援として推進

個人においても地域においても、自己肯定感や信頼できる人間関係、危機回避能力等の「生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）」より、失業や多重債務、生活困窮等の「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）」が上回ったときに、自殺リスクが高まるとされています。

そのため自殺対策は、「生きることの阻害要因」を減らす取組に加えて、「生きることの促進要因」を増やす取組を行い、双方の取組を通じて自殺リスクを低下させる方向で推進する「生きることの包括的な支援」として取り組む必要があります。

(2) 関連施策との有機的な連携による総合的な取組

自殺に追い込まれようとしている人が、地域で安心して生活を送れるようにするには、精神保健的な視点だけでなく、社会・経済的な視点を含んだ包括的な取組が重要です。また、このような包括的な取組を実施するためには、様々な分野の関係者や組織等が緊密に連携する必要があります。

自殺の要因となり得る生活困窮、児童虐待、性暴力被害、ひきこもり、性的マイノリティ等、関連の分野においても同様に、様々な関係者や組織等が連携して取組を展開しています。連携の効果を更に高めるため、そうした様々な分野の生きる支援に当たる関係者が、それぞれ自殺対策の一翼を担っているという意識を共有することが重要です。

特に、地域共生社会の実現に向けた取組や生活困窮者自立支援制度などとの連携を推進することや、精神科医療、保健、福祉等に関する各種施策との連動性を高めていくことにより、誰もが住み慣れた地域で、適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする必要があります。

(3) 対応の段階に応じたレベルごとの対策の効果的な連動

自殺対策は、自殺のリスクを抱えた個人等に支援を行う「対人支援のレベ

ル」、支援者や関係機関同士の連携を深めていくことで、支援の網の目からこぼれ落ちる人を生まないようにする「地域連携のレベル」、さらには支援制度の整備等を通じて、人を自殺に追い込むことのない地域社会の構築を図る「社会制度のレベル」という、3つのレベルに分けることができます。社会全体の自殺リスクの低下につながり得る効果的な対策を講じるためには、様々な関係者の協力を得ながらそれぞれのレベルにおける取組を、強力かつ総合的に推進していくことが重要です。

また、時系列的な対応の段階としては、自殺の危険性が低い段階における啓発等の「事前対応」と、現に起こりつつある自殺発生の危険に介入する「危機対応」、それに自殺や自殺未遂が生じてしまった場合等における「事後対応」という、3つの段階が挙げられ、それぞれの段階において施策を講じる必要があります。

さらに「自殺の事前対応の更に前段階での取組」として、学校において、児童生徒等を対象に、「SOSの出し方に関する教育※」を推進することも重要とされています。

※ 「SOSの出し方に関する教育」の詳細に関しては、本章「4 5つの基本施策」のうち、19ページ「【基本施策5】児童生徒のSOSの出し方に関する教育」の項目をご参照ください。

(4) 実践と啓発を両輪とした推進

自殺に追い込まれるという危機は、「誰にでも起こり得る危機」ですが、危機に陥った人の心情や背景は未だ十分に理解されていないのが実情です。そのため、そうした心情や背景への理解を深めることも含めて、危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが適当であるということが、地域全体の共通認識となるように、積極的に普及啓発を行う必要があります。

全ての市民が、身近にいるかもしれない自殺を考えている人のサインに早く気づくとともに、サインに気づいたら、精神科医等の専門家につなぎ、専門家と協力しながら見守っていけるよう、広報活動、教育活動等に取り組んでいくことが重要です。

(5) 関係者の役割の明確化とその連携・協働の推進

「誰も自殺に追い込まれることのない社会」を実現するためには、国や他の市町村、関係団体、民間団体、企業、そして何より市民の皆さん一人ひとりと連携・協働し、一体となって自殺対策を推進していく必要があります。「いのち支えあう「志」のまち志布志」の実現に向けては、この地域社会で暮らす私たちが一丸となって、それぞれができる取組を進めていくことが重要です。

4 5つの基本施策

5つの基本施策とは、国が示した「地域自殺対策政策パッケージ」において、全ての市町村が共通して取り組む必要があるとされている地域で自殺対策を進める上で欠かすことができない基盤的な取組となります。

地域自殺対策政策パッケージにおける5つの基本施策	
1 地域におけるネットワークの強化	<ul style="list-style-type: none">・志布志市自殺対策ネットワーク会議、志布志市自殺対策推進本部の設置・民生委員・児童委員定例会における普及啓発 等
2 自殺対策を支える人材の育成	<ul style="list-style-type: none">・ゲートキーパー養成講座の開催 (市民、市役所管理職・職員向けなど対象に応じた内容の設定)
3 市民への啓発と周知	<ul style="list-style-type: none">・広告媒体を活用した啓発活動・健康教室やイベント等での啓発活動の実施・図書館での「こころの健康関連コーナー」の開設 等
4 生きることへの促進要因への支援	<ul style="list-style-type: none">・うつ等のスクリーニングの充実・こころの相談会の実施・生活における困りごとの相談の拡充 等
5 児童生徒のSOSの出し方に関する教育	<ul style="list-style-type: none">・SOSの出し方教育の実施・教職員向け研修の実施 等

基本施策 1 地域におけるネットワークの強化

自殺の多くは、家庭や学校、職場の問題、健康問題などの様々な要因が関係しているものであり、自殺に追い込まれようとしている人が安心して生きられるよう、地域の多様な関係者が連携・協力して、実効性ある施策を推進していくことが大変重要となります。このため、自殺対策に係る医療、保健、生活、労働、教育等、様々な関係機関の連携を図り、ネットワークの強化を進めます。

【主な取組・担当部署】

No	取組内容	担当部署
1	【「志布志市健康づくり推進協議会」における推進】 関係行政機関、保健医療関係団体、地区の衛生組織、学校、事業所等の幅広い関係機関や団体で構成される協議会であり、自殺対策に係る計画の協議や承認、計画の進捗状況の検証などを行います。	保健課
2	【「志布志市自殺対策ネットワーク会議」の設置】 自殺対策に係る関係機関が主体となった実務者会議であり、自殺対策に係る関係機関の情報交換や情報共有、自殺対策の推進等を協議します。	保健課 福祉課
3	【「志布志市自殺対策推進本部」の設置】 志布志市役所内において、市長をトップとした全所属長で構成される庁内組織であり、市長の強いリーダーシップの下、全庁を挙げて横断的な自殺対策に取り組みます。	保健課
4	【民生委員・児童委員定例会における普及啓発】 民生委員・児童委員を参集する会議において、ゲートキーパーの役割等について啓発し、住民同士で支え合いと見守りができる体制を推進します。	福祉課

基本施策 2 自殺対策を支える人材の育成

自殺のリスクの高い人の早期発見と早期対応のため、自殺の危険を示すサインに気づき、話を聴いて、見守りながら必要な相談、支援機関につなぐ役割を担う人材（ゲートキーパー）の養成を進めます。

また、地域の人的資源の連携を調整し、包括的な支援の仕組みを構築する役割を担う人材養成や関係機関の相談員の資質向上を図ります。

【主な取組・担当部署】

No	取組内容	担当部署
1	【市役所管理職・職員向けゲートキーパー研修の開催】 庁内の窓口業務や相談、徴収業務等の際に、早期発見のサインに気づくことができるよう、また、全庁的な取組意識を高めるため、管理職を含め、全職員を対象とした研修会を開催します。	保健課 総務課
2	【市民向けゲートキーパー養成講座の開催】 市民、中小企業等に向けて、ゲートキーパーやメンタルヘルスに関する研修会を開催します。	保健課

基本施策3 市民への啓発と周知

自殺を考えている人は悩みながらもサインを発しています。自殺を防ぐためには、このようなサインを発している本人や、そのサインに気づいた周りの人が気軽に悩みを相談できる体制が十分に周知されていることが重要です。

このため、地域、職場、学校等において、こころの健康に関する相談窓口の周知活動を徹底し、早い段階で専門機関につなげていく体制を整えます。

また、いまだに自殺や精神疾患に対する誤った認識が根強く残っており、引き続き正しい認識を広げるための啓発活動を進めます。

【主な取組・担当部署】

No	取組内容	担当部署
1	【広告媒体を活用した啓発活動】 市のホームページにおいて、セルフチェックができる専門サイト（こころの体温計）へのリンクや自殺の多い期間に自殺対策の情報を掲載するなど、情報内容を充実して啓発活動を強化します。	保健課
2	【健康教室やイベント等での啓発活動の実施】 サロン等市民向けの健康教室において、メンタルセルフケアの方法や自殺予防に関する講座を実施し、こころの健康について啓発します。 また、イベント会場において、相談コーナーの開設を行い、啓発を強化します。	保健課
3	【図書館での「こころの健康関連コーナー」の開設】 こころの健康に関する図書コーナーを開設し、こころの健康に関する市民の理解促進を図ります。	生涯学習課
4	【自殺予防週間による街頭キャンペーンへの参加】 自殺予防週間に自殺予防に関するチラシ等の配布を行い、自殺予防と早期発見の啓発を行います。	志布志保健所 保健課 福祉課
5	【住民向け出前講座の実施】 住民からの要望を受けて実施する出前講座において、自殺対策に関する講座を実施し、啓発を強化します。	保健課

基本施策4 生きることの促進要因への支援

自殺対策は、個人においても社会においても、「生きることの阻害要因」を減らす取組に加えて、「生きることの促進要因」を増やす取組を行うことにより、自殺リスクを低下させる方向で推進していく必要があります。このため、生活上の困り事を察知し、関係者連携で解決を図る支援、自殺未遂者や遺された人への支援や孤立を防ぐための居場所づくり、うつ等のスクリーニング事業などを進めていきます。

【主な取組・担当部署】

No	取組内容	担当部署
1	【うつ等のスクリーニングの充実】 特定健診会場や健（検）診希望調査票で、スクリーニングを実施し、うつ等の可能性のある人の早期発見に努め、支援につなげます。	保健課
2	【こころの相談会の実施】 悩みを抱えている本人やその周りの人が専門家に気軽に相談できる相談会を実施します。	保健課
3	【生活における困りごとの相談の拡充】 それぞれの年代や生活状況によって生じてくる様々な困りごと（健康、子育て、介護、生活困窮、DV、住まい等）に対して、つなぐシートを活用し、関係機関と連携を図りながら相談対応と問題解決に当たります。	全庁的に実施 社会福祉協議会
4	【精神障がい者当事者会「優心会」事業の実施】 外出して人と接することや日常生活の訓練を通して社会参加することを目的とした事業を継続し、社会生活上のストレスとうまく付き合い生活できるよう支援を行います。	福祉課 保健課
5	【身体の病気に関する悩みに対する支援】 生活習慣病、難病、がん、認知症といった健康問題の背景にうつ病などの精神疾患が隠れている場合があることから、地域の医療機関やその他の関係機関と連携し、身体面・経済面などの不安感の軽減を図ります。	保健課 福祉課 地域包括支援センター 志布志保健所
6	【自殺未遂者への支援】 自殺未遂者及びその家族が、安心して地域で生活できるよう相談機関へつなげます。	志布志保健所
7	【遺された人への支援】 自死遺族等の会「こころ・つむぎの会」の案内を行います。	志布志保健所

基本施策5 児童生徒のSOSの出し方に関する教育

いじめを苦にした児童生徒の自殺が大きな社会問題となる中、平成28年4月の自殺対策基本法の改正により、命や暮らしの危機に直面したとき、誰にどうやって助けを求めればよいかの具体的かつ実践的な方法を学ぶと同時に、つらいときや苦しいときには助けを求めてもよいということ学ぶ教育（SOSの出し方に関する教育）の推進が盛り込まれました。

このため本市でも、児童生徒が命の大切さを実感できる教育だけでなく、SOSの出し方に関する教育を行うことにより、直面する問題に対処する力やライフスキルを身に付けることができるよう取り組みます。

【主な取組・担当部署】

No	取組内容	担当部署
1	【SOSの出し方教育の実施】 小・中学校において、「こころの授業」を行うとともに、困難やストレスに直面した際に、信頼できる大人や相談機関にすぐに相談できるよう、具体的かつ実践的な教育を行います。	学校教育課
2	【教職員向け研修の実施】 管理職研修会、生徒指導等担当者研修会、養護教諭等研修会において、児童生徒が出したSOSについていち早く気づき、どのように受け止め対応するかについて研修を行います。	学校教育課
3	【学校への専門家派遣】 各学校へスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、教育相談員を派遣し、学校生活や家庭生活、心の健康に関する相談を受ける体制の充実を図ります。	学校教育課
4	【教職員向けゲートキーパー養成講座の実施】 教職員に対し、児童生徒が出したSOSのサインについていち早く気づき、どのように受け止め対応するかについて、理解を深めるための研修会を実施します。	保健課 学校教育課
5	【中学生向けゲートキーパー養成講座の実施】 中学生に対し、友達が出したSOSのサインについていち早く気づき、どのように受け止め対応するかについて、理解を深めるための研修会を実施します。	保健課 学校教育課
6	【ゲートキーパー養成研修会の実施】 志布志市内の高校生に対し、不安や悩みを抱えた身近な友人や知人に気づき、適切な相談先につなげることや自身の援助希求能力、ストレス対処能力を学ぶための研修会を実施します。	志布志保健所

5 3つの重点施策

本市においては、平成25年から29年までの5年間で、36人が「健康問題」を、次いで10人が「家庭問題」を、6人が「経済・生活問題」を動機の一つとして自殺で亡くなっています。

また、国が作成した本市の自殺実態プロファイルにおいては、「高齢者」、「生活困窮者」、「無職者・失業者」に係る自殺対策の取組が重点課題であるとして推奨されていることを踏まえ、次のとおり、本市における3つの重点施策を推進していきます。

志布志市における3つの重点施策

重点施策1 高齢者への自殺対策の推進

- (1) 地域ケア会議の実施
- (2) 地域での気づきと見守り体制の強化 等

重点施策2 生活困窮者への生活支援と自殺対策の連動

- (1) 包括的な相談支援体制の充実
- (2) 生活困窮者支援調整会議の開催 等

重点施策3 無職者・失業者への支援の強化

- (1) 相談支援体制の充実
- (2) 就職説明会の実施 等

重点施策 1 高齢者への自殺対策の推進

本市では、平成25年から29年までの全ての自殺者のうち60歳以上の割合は、70%となっており、非常に高い割合となっています。

本市の自殺者の原因・動機については、健康問題が最も多く、50%を超えています。特に、高齢者の場合は、身体疾患の悩みとともに、社会的役割の喪失感や孤独感などが加わる結果と考えられます。

○ 国による本市の自殺実態プロファイルでは、次のように分析しています。

志布志市の自殺の特徴

◎男性60歳代以上、無職、家族と同居（平成25から29年まで 14人）

◎男性60歳代以上、無職、独居（平成25から29年まで 6人）

◎女性60歳代以上、無職、家族と同居（平成25から29年まで 6人）

背景にある主な自殺の危機経路の例

失業（退職）⇒生活苦＋介護の悩み（疲れ）＋身体疾患⇒自殺

失業（退職）＋死別・離別⇒うつ状態⇒将来生活への悲観⇒自殺

身体疾患⇒病苦⇒うつ状態⇒自殺

高齢者の自殺については、閉じこもりや抑うつ状態から孤立・孤独に陥りやすいといった高齢者特有の課題を踏まえつつ、様々な背景や価値観に対応した支援、働き掛けが必要です。市では、行政サービス、民間事業所サービス、民間団体の支援等を適切に活用し、高齢者の孤立・孤独を防ぐための居場所づくり、社会参加の強化といった生きることの包括的支援として自殺対策の推進を図ります。

【主な取組・担当部署】

No	取組内容	担当部署
1	【地域ケア会議の実施】 高齢者が地域で安心して暮らせるよう、支援者（民生委員、住民、介護事業所等）が集まり、個別支援の充実を図り、多職種での連携体制や社会基盤の整備に取り組めます。	地域包括支援センター
2	【地域での気づきと見守り体制の強化】 地域の身近な支援者（民生委員、民間企業、事業所等）が、様々な悩みのために自殺のリスクを抱えている高齢者を早期に発見し、適切な支援機関につなぐとともに、その後の見守りを続けていく体制を構築します。	保健課 福祉課 地域包括支援センター 社会福祉協議会

3	<p>【介護問題を抱える家族の支援体制の構築】 介護ストレスを抱える家族の悩みを聴き、支援者が寄り添い、悩みの解決を目指します。</p>	保健課 地域包括支援センター
4	<p>【介護者のつどい「ひまわり」の活動支援】 介護者相互が交流し、心身のリフレッシュを行う、つどいの場が継続できるよう支援します。</p>	社会福祉協議会 地域包括支援センター
5	<p>【うつ等のスクリーニングの充実（再掲）】 特定健診会場や健（検）診希望調査票及び8020教室で、スクリーニングを実施し、うつ等の可能性のある人の早期発見に努め、支援につなげます。</p>	保健課
6	<p>【認知症初期集中支援事業の実施】 認知症が疑われる、又は認知症の症状があり、医療機関や介護サービスへつながっていない方のお宅に、専門スタッフで構成されたチームが訪問し、本人や家族に合わせたサポートを行います。</p>	地域包括支援センター
7	<p>【地域コミュニティづくりの推進】 高齢者が地域の人との交流等により生きがいを感じられるよう、地域の行事や地区サロン、ころばん体操等の居場所への参加を勧め、必要なときに適切な支援につなげるよう取組を進めます。</p>	保健課 地域包括支援センター 社会福祉協議会
8	<p>【オレンジほっとカフェの推進】 認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、認知症の方やその家族、地域住民、専門職等が気軽に集い、互いに交流できる居場所づくりを支援します。</p>	保健課 地域包括支援センター
9	<p>【生涯学習・生涯スポーツの推進】 高齢者が生涯にわたって学習意欲を持ち、自己実現を支援することを目的に「高齢者学級」、「生涯学習講座」や「まちづくり出前講座」を開設し、高齢者の生きがいづくり、仲間づくり、健康づくり等を支援します。</p>	生涯学習課

重点施策 2 生活困窮者への生活支援と自殺対策の連動

生活困窮は「生きることの阻害要因」のひとつであり、自殺のリスクを高める要因になりかねません。また、国の自殺実態プロファイルでは、本市の自殺対策の重点パッケージとして、「生活困窮者」の対策を推奨しています。

生活困窮者はその背景として、虐待、性暴力被害、依存症、性的マイノリティ、知的障害、発達障害、精神疾患、介護、多重債務、労働等の多様かつ広範な問題を、複合的に抱えていることが多く、経済的困窮に加えて社会から孤立しやすいという傾向があります。

○ 国による本市の自殺実態プロファイルでは、次のように分析しています。

志布志市の自殺の特徴

◎男性60歳代以上、無職、家族と同居（平成25から29年まで 14人）

◎男性60歳代以上、無職、独居（平成25から29年まで 6人）

背景にある主な自殺の危機経路の例

失業（退職）⇒生活苦＋介護の悩み（疲れ）＋身体疾患⇒自殺

失業⇒生活苦⇒借金＋家族間の不和⇒うつ状態⇒自殺

生活困窮の状態にある者・生活困窮に至る可能性のある者が自殺に至らないように、生活困窮者自立支援制度の自立相談支援等と連動させて効果的な対策を進めていきます。

【主な取組・担当部署】

No	取組内容	担当部署
1	【包括的な相談支援体制の充実】 生活の困りごとについて、相談者やその家族が抱える問題を把握し、必要に応じ適切な支援先につなげます。	福祉課 保健課 社会福祉協議会 障がい者等基幹相談支援センター
2	【生活困窮者支援調整会議の開催】 市民の相談に当たる関係機関が連携して対策を検討し、支援を継続します。	福祉課 社会福祉協議会
3	【無料法律相談会の実施】 多重債務等悩みを抱えた住民に対し、司法書士会が主催する相談会を支援します。	総務課 司法書士会
4	【消費生活相談の実施】 消費生活上のトラブルに関しての相談を受けて、支援につなげます。	消費生活センター 港湾商工課

重点施策3 無職者・失業者への支援の強化

本市では、平成25年から29年までの全ての自殺者のうち無職者の割合は、79%となっており、非常に高い割合となっています。

自殺のリスクが高い無職者・失業者では、離職・長期間失業など就労や経済の問題を抱えている場合もあれば、経済問題以外の傷病、障がいや人間関係の問題等を抱えている場合もあります。

勤労世代の無職者・失業者は社会的に排除されやすい傾向があり、無職者・失業者に対する自殺対策を、包括的な自殺対策の中に位置付け、諸施策を実施する必要があります。

○ 国による本市の自殺実態プロファイルでは、次のように分析しています。

志布志市の自殺の特徴

◎男性40～59歳、無職、家族と同居（平成25から29年まで 4人）

背景にある主な自殺の危機経路の例

失業⇒生活苦⇒借金+家族間の不和⇒うつ状態⇒自殺

自殺のリスクの高い無職者・失業者に対して、当事者のリスクを漏れなく把握し、多職種・多分野で支える当事者本位の支援体制を構築していきます。

【主な取組・担当部署】

No	取組内容	担当部署
1	【相談支援体制の充実】 失業、倒産、多重債務等の悩みについて、相談者やその家族が抱える問題を把握し、必要に応じ適切な支援先につなげます。	社会福祉協議会
2	【就職説明会の実施】 求職者が効率的に企業情報の収集ができるよう、企業説明会を実施します。	港湾商工課 大隅公共職業安定所
3	【創業支援事業の実施】 創業や経営に関する悩みや事業継承についての相談に応じます。	港湾商工課
4	【雇用促進協議会の実施】 雇用促進事業に取り組んでいる大隅公共職業安定所や志布志市シルバー人材センター等、各種団体が集まり、雇用に関する施策の推進や労務の強化促進を図ります。	港湾商工課

5	【こころの健康づくり相談会の実施（再掲）】 体調や人間関係等の不安や悩みを抱える方を対象に臨床心理士がアドバイスを実施します。	保健課
---	---	-----

1 地域におけるネットワーク

自殺対策は、家庭や学校、職域、地域など社会全般に関係しており、総合的な対策のためには、多分野の関係者の連携と協力の下に、効果的な施策を推進していく必要があります。

このため、幅広い関係機関・団体で構成される「志布志市健康づくり推進協議会」を活用し、官民一体となった自殺対策を推進するとともに、自殺対策の推進のための実務者で構成される「志布志市自殺対策ネットワーク会議」において、実効ある施策の推進を図ります。

また、市長を責任者とする「志布志市自殺対策推進本部」を設置して、全庁的な関連施策の推進を図ります。

(1) 志布志市健康づくり推進協議会

保健、医療、福祉、職域、教育、民間ボランティア等の幅広い関係機関や団体で構成される協議会であり、本市の自殺対策推進の中核組織として、自殺対策に係る計画案の作成や協議、計画の推進などを行います。

(2) 志布志市自殺対策ネットワーク会議

自殺対策に係る関係機関の担当が主体となった実務者会議であり、関係機関が連携し、役割分担を明確にして、市民が抱える複合的課題に関する具体的な対応策を協議します。

(3) 志布志市自殺対策推進本部

市長をトップとした全所属長で構成される庁内組織であり、市長の強いリーダーシップの下、全庁を挙げて横断的な自殺対策に取り組んでいきます。

また、下部組織として、自殺対策に係る庁内の関係職員で構成する「部会」を置き、現場における自殺対策の推進に取り組めます。

2 主な評価指標と検証・評価

本計画の主な評価指標を次表のとおりとし、毎年度、取組状況を取りまとめて、その進捗状況を検証・評価し、志布志市健康づくり推進協議会、志布志市自殺対策推進本部、志布志市自殺対策ネットワーク会議に報告の上、その後の取組についての協議を行い、PDCAサイクルにより計画を推進していきます。

主な施策分野	取組内容	現状 (平成29年度 実績)	目標値等
ネットワーク の強化	志布志市健康づくり推進協議会 開催数	年1回	年1回以上
	志布志市自殺対策ネットワーク 会議開催数	年2回	年2回以上
	志布志市自殺対策推進本部会議 開催数	—	年1回以上
人材の育成	市役所職員向けゲートキーパー 養成数	381人	2021年度まで に900人
	市民向けゲートキーパー養成数		
市民への啓発 と周知	市広報紙・市ホームページでの 啓発	—	年2回以上
生きることへ の促進要因へ の支援	こころの相談会開催数	年4回	年4回以上
SOSの出し 方教育	中学生向け SOSの出し方教育実施数 (ゲートキーパー養成講座を含む。)	中学校 3校実施	各中学校 年1回
高齢者対策	高齢者学級開催数	月1回以上 (6月～11月)	月1回以上 (6月～11月)
生活困窮者・ 無職者等支援	生活困窮者支援調整会議の開催数	月1回	月1回

3 自殺対策の担当課

本計画の担当課は、保健課とします。

4 生きる支援関連施策

番号	事業名	事業概要	課名	係名
1 地域におけるネットワークの強化				
1	自殺対策ネットワーク会議	自殺対策に係る関係機関が集まり、情報交換や情報共有、自殺対策の推進等を協議します。	保健課 福祉課	保健対策係 障害福祉係
2	地域保健活動事業	地域の中で健康づくり活動を推進するために、関係機関や市民との連絡会(健康づくり推進協議会)を開催する。	保健課	保健対策係
3		虐待予防・処遇困難事例・高齢者自立支援のために、地域支援ケアネットワークづくりを行う。	保健課 福祉課	地域支援係 社会福祉係
2 自殺対策を支える人材の育成				
1	こころの健康づくり事業	ゲートキーパーを養成する。	保健課	保健対策係
2	民生・児童委員事務/定例会	地域で困難を抱えている人に気づき、適切な相談機関につなげるため、地域の最初の窓口として機能する。	福祉課	社会福祉係
3	職員研修事業	各階層職員研修時にゲートキーパーやメンタルヘルスに関する講義を開催し、自殺対策に関する職員の意識を高める。	総務課	人事厚生係
4	同和・人権啓発業務	講演会等の中で「自殺」の問題について直接的・間接的に関わることで、その対処等について学ぶ機会とする。	市民環境課	市民係
5	生徒指導主任等研修会	児童生徒の健全育成のために研修を実施し、いじめ・不登校・問題行動等の未然防止を図る。	学校教育課	指導係
6	児童生徒の自殺予防に関する普及啓発協議会(文部科学省事業)	児童生徒の自殺予防に関する対応を教職員等へ周知するとともに、講義、演習を通じてこれらの者の基礎的、実践的な知識を深め、各学校、地域における児童生徒の自殺予防等に資する取組を推進する。	学校教育課	指導係
3 市民への啓発と周知				
1	こころの健康づくり事業	(1) スマートホン等から気軽に自分のストレスチェックができる「こころの体温計」を提供することで、こころの健康に関する啓発を図る。 (2) 自殺予防週間に自殺予防パンフレットを配布することで、市民への啓発を図り、自殺防止に努める(保健所と合同)。	保健課	保健対策係

2	地域保健活動事業	健康まつりなどの種々の機会を通じて、精神保健に関する次の事業を行う。 (1) 各種イベント時に健康づくりコーナーを開設する。 (2) 広報誌等を通じて、健康づくり月間の周知や精神保健に関する普及啓発を行う。	保健課	保健対策係
3	生涯学習まちづくり出前講座	こころの健康に関する講座(ストレスや心のサイン、ゲートキーパーの役割等)を開き、市民に対して啓発を図る。	生涯学習課 保健課	生涯学習係 保健対策係
4	図書館資料提供事業	図書館にこころの健康に関する本のコーナーを設け、情報提供の場の充実を図る。	生涯学習課	図書館管理係
4 生きることへの促進要因への支援				
1	総合相談	高齢者に必要な支援を把握するため、総合相談を行い、必要な支援につなげる。	保健課	地域支援係
2	地域福祉ネットワーク事業	地区社協が中心となり地域の要援護者の見守りやネットワーク会議を行う(社会福祉協議会へ委託)。	保健課	地域支援係
3	子育て世代包括支援センター事業	(1)母子全戸訪問 妊娠・出産・子育て期にわたる切れ目のない支援を行い、妊産婦や乳幼児の健康の保持及び増進を図る。 (2)ママのほっとカフェ 妊産婦の不安や生活上の困りごと等を軽減し、母親同士の仲間づくりを促すことで、安心して妊娠期や育児に臨めるように支援するため、月1回、カフェを開催する。 (3)ふれ愛セミナー 思春期の子どもに生命の尊さを理解させることにより、自己肯定感を高め、将来の母性又は父性の形成を支援する。	保健課 福祉課	健康支援係 児童福祉係 子育て支援センター
4	こころの健康づくり事業	(1)相談会による支援 自殺の社会的要因に対する相談機関や民間団体と連携を強化し、相談・支援を行う。 (2)精神デイケア グループ活動を通し、生活圏の拡大や仲間づくり、生活技術の習得を行うことで、病気・障がいの部分を少なくし、病状の安定化を図るとともに自己決定・自己選択しながら社会生活できるよう支援する。	保健課	保健対策係
5	うつチェックアンケート	30歳以上の特定・長寿健診受診者を対象に、うつチェックアンケートを実施し、早期発見及び支援を行う。	保健課	保健対策係
6	生活困窮者自立支援事業	失業や借金、滞納、人間関係等、生活のことで悩んでいる方に対し、相談及び支援を行う(しぶし自立支援センター「ひまわり」に委託)。	福祉課	社会福祉係

7	生活保護に関する事務	就労支援・資産調査をはじめ生活保護受給者への各種相談及び支援の提供を行う。	福祉課	保護係
8	自立支援給付費支給事業	障がい者の生活を支えるために、生活介護、就労支援等の給付を行う。	福祉課	障害福祉係
9	障害者虐待防止事業	障がい者の緊急一時保護を要する虐待が発生した場合に、障がい者の受入れ支援を行う。	福祉課	障害福祉係
10	障がい者相談員による相談業務	障がい者等の福祉に関する様々な問題について障がい者(児)及びその家族等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障がい福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行う(そお地区障がい者等基幹相談支援センターに委託)。	福祉課	障害福祉係
11	巡回支援専門員整備事業	発達障害等に関する知識を有する専門員が、保育所等の子どもやその親が集まる施設・場への巡回等支援を実施し、施設等の支援を担当する職員及び障がい児等の保護者に対し、障がいの早期発見・早期対応のための助言等の支援を行う。	福祉課	障害福祉係
12	家庭児童相談員設置事業	家庭における適正な児童養育、その他家庭児童の福祉の向上を図るための相談、指導を行う家庭児童相談員を配置する。	福祉課	児童福祉係
13	子育て支援センター事業	育児相談・保護者交流の場の提供をする。	福祉課	子育て支援センター
14	女性支援相談室及び女性専用相談フリーダイヤル	(1)女性の悩みや問題の相談室を、毎月2回(第1・第3水曜日)開催する。 (2)女性専用相談フリーダイヤルを平日(土・日・祝日以外)の8:30から17:00まで開設する。	企画政策課	男女共同参画係
15	消費者生活相談	専門の相談員が消費に関する相談を受け、相談内容によって問題解決のための助言や情報を提供する。	港湾商工課	消費生活センター
16	公営住宅事業	低額所得者に対して住宅を低廉な家賃で提供する。	建設課	管理係
17	奨学金に関する事務	有用な人材を育成するため、能力があるにもかかわらず経済的理由によって修学困難な者に対して、学資(奨学金)を貸与する。	教育総務課	総務係
18	就学援助事務	経済的理由により就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対して、必要な援助(就学援助)を行う。	教育総務課	総務係
19	自立支援事業	不登校児童生徒のためにふれあい教室「松風」(適応指導教室)での個別支援を通して、学校復帰への支援を図る。	学校教育課	指導係

5 児童生徒の SOS の出し方に関する教育				
1	SOSの出し方教育の実施	小・中学校において、「こころの授業」を行うとともに、困難やストレスに直面した際に、信頼できる大人や相談機関にすぐに相談できるよう、具体的かつ実践的な教育を行う。	学校教育課	指導係
2	スクールソーシャルワーカー活用事業	いじめ・不登校・問題行動・児童虐待等、児童生徒の背景にある家庭・友人関係・地域・学校等の環境への働き掛けを行い、改善を図る。	学校教育課	指導係
3	スクールカウンセラー配置事業	児童生徒、保護者及び教職員へのカウンセリングや教職員への助言等により、いじめ・不登校・問題行動等の解決を図る。	学校教育課	指導係

1 志布志市内の相談機関

こちらの相談窓口は志布志市自殺対策ネットワーク会議の関係部署（一部）を一覧にしたものです。複数相談がある場合は、本人の同意を得た上で、初回に相談を受けた窓口が関係部署につながります。

相談内容 相談窓口	連絡先	身体	障害・高齢者・子育て等						生活・仕事						
		体・心の悩み・病気	妊娠・出産・子育て	児童・生徒の悩み	障がい者の生活や福祉	高齢者の介護や福祉	地域で孤立しがちな人	虐待	就労支援	職場環境の悩み	生活困窮	税金及び公共料金等	住まいの相談	消費生活に関する相談	男女の問題 ストーカー被害
精神科病院 (病院芳春苑)	099-472-0030	○													
かかりつけ医	-	○													
志布志警察署	099-472-0110							○							○
志布志保健所(保健係)	099-472-1021	○	○												
志布志市社会福祉協議会	099-472-1800					○	○								
志布志市社会福祉協議会 (しぶし生活自立支援センター)	099-472-1800							○	○	○					
そお地区障がい者等基幹相談 支援センター	099-472-1111				○			○	○						
港湾商工課(商工振興係)	099-474-1111													○	
企画政策課(男女共同参画係)															○
水道課	099-472-1111										○				
建設課	099-474-1111												○		
税務課											○				
福祉課(障害福祉係)					○										
福祉課(社会福祉係)						○		○							
福祉課(児童福祉係)			○					○							
福祉課(保護係)										○					
子育て世代包括支援センター				○					○						
保健課 (保健対策係・健康支援係)			○	○				○							
保健課(介護保険係) 地域包括支援センター							○	○	○						
志布志市教育委員会		099-472-1111			○										

- ・24時間対応している相談先：なし
- ・メール相談、チャット相談、SNS相談している相談先：なし

(1) 妊娠・出産・子育てに関する相談

	相談内容	担当部署	連絡先	備考
1	妊娠・出産・子育てに関する相談	子育て世代包括支援センター	099-474-1111	月～金曜日 (年末年始・祝日除く) 8:30～17:15
2	育児に悩む親への相談	はぐくみランド 福祉課	099-472-8993	はぐくみランド開放日 (はぐくみ通信参照) 事業名:育児相談
3	不登校・就学相談 いじめなどの相談	はぐくみランド 福祉課	099-472-8993	毎週木曜日 9:00～14:00 事業名:教育相談 (はぐくみ通信参照)
4	虐待に関する相談	福祉課 保健課	099-474-1111	月～金曜日 (年末年始・祝日除く) 8:30～17:15

(2) 高齢者・介護に関する相談

	相談内容	担当部署	連絡先	備考
5	高齢者に関する相談	地域包括支援センター 福祉課	099-474-1111	月～金曜日 (年末年始・祝日除く) 8:30～17:15
6	虐待に関する相談	福祉課 地域包括支援センター	099-474-1111	月～金曜日 (年末年始・祝日除く) 8:30～17:15
7	認知症に関する相談	地域包括支援センター	099-474-1111	日程等は要問合せ 事業名:物忘れ進行予防 相談会

(3) 障がい福祉に関する相談

	相談内容	担当部署	連絡先	備考
8	障がい福祉サービス 等に関する相談	そお地区障がい者等基 幹相談支援センター	099-472-1111	月～金曜日 (年末年始・祝日除く) 8:30～17:30
9	障がい者に関する全 般的な相談	福祉課	099-474-1111	月～金曜日 (年末年始・祝日除く) 8:30～17:15

(4) 心と体の健康に関する相談

	相談内容	担当部署	連絡先	備考
10	心の健康や精神保健福祉に関する相談	志布志保健所	099-472-1021	月～金曜日 (年末年始・祝日除く) 8:30～17:15 来所相談は事前に連絡
11	心と体の健康に関する相談	保健課	099-474-1111	月～金曜日 (年末年始・祝日除く) 8:30～17:15
12	病気の理解、対応、サービス等の学習	志布志保健所	099-472-1021	日程等は要問合せ 事業名:家族相互支援事業

(5) 女性・男性に関する相談

	相談内容	担当部署	連絡先	備考
13	配偶者やパートナーからの暴力等の相談	企画政策課 男女共同参画推進室	099-474-1111	第1・3水曜日 13:00～17:00 事業名:女性支援相談室
14	配偶者やパートナーからの暴力等の相談	企画政策課 男女共同参画推進室	専用フリーダイヤル 0120-786-054	月～金曜日 (年末年始・祝日除く) 8:30～17:15

(6) 生活・福祉・就労に関する相談

	相談内容	担当部署	連絡先	備考
15	失業、借金、住まい、引きこもり、人間関係等の相談	生活自立支援センター 「ひまわり」	099-472-1830	月～金曜日 (年末年始・祝日除く) 9:00～17:00
16	生活困窮者に対する生活相談や生活保護の申請等に関する相談	福祉事務所	099-474-1111	月～金曜日 (年末年始・祝日除く) 9:00～17:15
17	市営住宅に関する相談	建設課	099-474-1111	月～金曜日 (年末年始・祝日除く) 8:30～17:15
18	税金に関する相談	税務課	099-474-1111	月～金曜日 (年末年始・祝日除く) 8:30～17:15
19	就業に関する相談	志布志ふるさとハローワーク	099-471-1710	月～金曜日 (年末年始・祝日除く) 8:30～17:00

(7) 消費生活に関する相談

	相談内容	担当部署	連絡先	備考
20	消費者と事業者間の トラブルに関する相談	消費生活センター 港湾商工課	099-474-1111	月～金曜日 (年末年始・祝日除く) 9:00～17:15

(8) 創業や経営に関する相談

	相談内容	担当部署	連絡先	備考
21	創業や経営に関する 悩みや事業継承につ いての相談	港湾商工課	099-474-1111	月～金曜日 (年末年始・祝日除く) 8:30～17:15 事業名:創業支援事業


2 鹿児島県内の相談機関

- ・24時間対応している相談先：■27
- ・メール相談、チャット相談、SNS相談している相談先：■28

(1) こころの健康・いのちに関する相談

	相談内容	相談窓口名称	連絡先	備考
22	電話相談	鹿児島県精神保健福祉センター	099-218-4755	月～金曜日 (年末年始・祝日除く) 8:30～17:00
23	自殺を考えている方の相談、大切な人を自死によって亡くされた方の相談	鹿児島県自殺予防情報センター	099-228-9558	月・木曜日 (祝日除く) 9:00～12:00 13:00～16:00

(2) 教育や子育て・青少年に関する相談

	相談内容	相談窓口名称	連絡先	備考
24	養護、育成、非行、心身障害、里親等の子どもに関する相談(満18歳になるまで)	鹿児島県大隅児童相談所	0994-43-7011	月～金曜日 8:30～17:15 (虐待等の緊急通報は24時間対応)
25	思春期相談(精神科医)	鹿児島県精神保健福祉センター	099-218-4755	要予約 水曜日 9:00～11:00
26	子育て・非行・いじめ・不登校等の相談	子ども・家庭110番	099-275-4152	月～金曜日 9:00～22:00
27	いじめ・不登校等の子どもに関する相談	かごしま教育ホットライン24	0120-783-574	365日 24時間
28	いじめ・虐待等子どもの人権に関する相談	子ども人権110番	電話相談 0120-007-110 メール相談 ホームページ (http://www.jinken.go.jp/) 又は右のQRコードを読み込んでください。	月～金曜日 (年末年始・祝日除く) 8:30～17:15 
29	少年の非行防止、又は少年の健全育成に関する問題などの相談	ヤングテレホン(少年サポートセンター)	099-252-7867	月～金曜日 8:30～17:15 夜間相談(原則5・15・25日)8:30～21:00 夜間の相談は要予約

(3) 男女間の問題に関する相談

	相談内容	相談窓口名称	連絡先	備考
30	家庭や職場、地域等での性別に起因する悩みや問題の相談	鹿児島県男女共同参画センター	099-221-6630 099-221-6631	水～日曜日 9:00～17:00 火曜日 9:00～20:00
31	暴力を受けている女子等の相談	鹿児島県女性相談センター	099-222-1467	月・火・水・金曜日 8:30～17:00 木曜日 8:30～20:00 日曜日 9:00～15:00
32	女性をめぐる人権問題(DVやセクハラ等)	女性の人権ホットライン	0570-070-810	月～金曜日 8:30～17:15
33	離婚やDVなど法的トラブルに関する相談	法テラス	0570-078-374	月～金曜日 9:00～21:00 土曜日 9:00～17:00 (年末年始・祝日除く)
34	DVやストーカー等生活の安全に関する悩み	警察総合相談室	#9110	月～金曜日 (年末年始・祝日除く) 8:30～17:15
35	身の危険を感じたら最寄の警察署へ(110へ)			

(4) 経済・消費生活に関する相談

	相談内容	相談窓口名称	連絡先	備考
36	消費生活に関する相談	鹿児島県消費生活センター	099-224-0999	月～金曜日 9:00～17:00 土曜日 10:00～16:00 (年末年始・祝日除く)
37	消費生活相談窓口の案内	消費者ホットライン	188	年末年始を除き毎日
38	債務整理に関する相談	九州財務局 鹿児島財務事務所	099-227-5279	月～金曜日 (年末年始・祝日除く) 9:00～12:00 13:00～17:00
39	悪質商法・ヤミ金等生活の安全に関する悩み	警察総合相談室	#9110	月～金曜日 (年末年始・祝日除く) 8:30～17:15
40	多重債務など法的トラブルに関する相談窓口の情報提供	法テラス 鹿屋	050-3383-5527	月～金曜日 9:00～17:00 (年末年始・祝日除く)

(5) 労働に関する相談

	相談内容	相談窓口名称	連絡先	備考
41	解雇や雇止め等の労働条件のほかいじめや嫌がらせ等、労働問題に関する相談	鹿屋労働基準監督署	0994-43-3385	月～金曜日 (年末年始・祝日除く) 8:30～17:15
42	就業に関する相談	ハローワーク大隅	099-482-1265	月～金曜日 (年末年始・祝日除く) 8:30～17:15

(6) 障がい・難病に関する相談

	相談内容	相談窓口名称	連絡先	備考
43	身体障害者手帳、補装具、更生医療等の相談	身体障害者更生相談所 (ハートピアかごしま)	099-229-2324	月～金曜日 (年末年始・祝日除く) 8:30～17:15
44	難病に関する悩みや不安、各種公的手続、就労等の相談	鹿児島県難病相談・支援センター(ハートピアかごしま)	099-218-3133	(火曜日・年末年始・祝日除く) 9:00～16:00
45	高次脳機能障害に関する相談	鹿児島県高次脳機能障害支援センター(ハートピアかごしま)	099-228-9568	火・木・金曜日 9:00～12:00 13:00～16:00
46	障がい者への虐待の通報・相談、障がい者及び養護者支援のための情報提供等	鹿児島県障害者権利擁護センター	099-286-5110	月～金曜日 (年末年始・祝日除く) 8:30～17:15 時間外は専用携帯電話へ転送


(7) その他(人権問題等)の相談

	相談内容	相談窓口名称	連絡先	備考
47	差別やパワーハラスメント等さまざまな人権に関する相談	みんなの人権 110 番	0570-003-110	月～金曜日 (年末年始・祝日除く) 8:30～17:15
48	犯罪等の被害に関する相談窓口の案内	犯罪被害者等支援総合窓口(県生活・文化課)	099-286-2523	月～金曜日 (年末年始・祝日除く) 8:30～17:15
49	わいせつ、痴漢等の性犯罪被害等の相談	性犯罪被害 110 番	#8103 利用できない場合 099-206-7867	月～金曜日 (年末年始・祝日除く) 8:30～17:00
50	性暴力被害に関する相談	「FLOWER(フラワー)」 (性暴力被害者サポートネットワークかごしま)	099-239-8787	火～土曜日 (年末年始・祝日除く) 10:00～16:00
51	交通事故に関する(交通事故の損害賠償額の算出、示談の進め方、保険請求に関する)相談	鹿児島県交通事故相談所(本所)	099-285-2526	月～金曜日 (年末年始・祝日除く) 9:00～15:30

3 民間団体の相談機関

- ・24時間対応している相談先：■52、53、56
- ・メール相談、チャット相談、SNS相談している相談先：■53、54、57、58、61、63

(1) こころの健康・いのちに関する相談

	団体名	相談内容	相談窓口名称	連絡先	備考
52	社会福祉法人 鹿児島いのち の電話協会	様々な困難を抱え、一 人で悩む方々の相談	鹿児島いのちの 電話	099-250-7000	365日 24時間
53	一般社団法人 社会的包摂サ ポートセンター	様々な困難を抱え、一 人で悩む方々の相談	よりそいホットライン	電話相談 0120-279-338 LINE相談、チャ ット相談 スマートフォンア プリ「LINE」 (ID)@yorisoi- chat 「生きづらびっと」 友達登録 ホームページ (https://yorisoi-chat.jp/) へアクセス	電話相談 365日 24時間 LINE、チャット相談 月火木金日曜日 17:00～22:00 
54	一般社団法人 日本いのちの 電話連盟	様々な困難を抱え、一 人で悩む方々の相談	いのちの電話	電話相談 0570-783-556 IP電話 03-6634-2556 メール相談 ホームページ (https://www.inochinodenwa.org/)の新規登録 から	365日 10:00～22:00
55	鹿児島県精神 保健福祉協議会	精神的不安や心の悩 みごとに関する相談	こころの電話	099-228-9566 099-228-9567	月～金曜日 9:00～16:30
56	一般社団法人 日本いのちの 電話連盟	様々な困難を抱え、ひ とりで悩む方々の相談	いのちの電話	0120-783-556	毎月10日 8:00～(24時間)

(1) こころの健康・いのちに関する相談

	団体名	相談内容	相談窓口名称	連絡先	備考
57	NPO法人 東京メンタルヘルス・スクエア	こころの悩み相談	こころのほっとチャット	電話相談 03-5928-5027 主要SNS(LINE、Twitter、Facebook) 及びウェブチャット相談 スマートフォンアプリ「LINE」(ID)@kokorohotchat ホームページ (https://www.npo-tms.or.jp/)から	電話相談 1回20分 1日2回まで 主要SNS及びウェブチャット相談 1回50分 1日1回まで ※相談時間はホームページで要確認。 
58	NPO法人チャイルドライン支援センター	18歳までの子どもが悩みを相談する電話	チャイルドライン	電話相談 0120-99-7777 チャットでの相談 ホームページ (https://childline.or.jp/index.html)から	電話相談 (年末年始除く) 16:00~21:00 ※チャット相談日はホームページで要確認。
59	NPO法人 3keys	10代のための相談窓口案内サイト	ミークス	ホームページ (https://me-x.jp/)へアクセス	

(2) 教育や子育て・青少年に関する相談

	団体名	相談内容	相談窓口名称	連絡先	備考
60	社団法人 鹿児島看護協会	子育ての悩み・家族関係の相談	赤ちゃんとお母さんのダイヤル相談	099-259-0050	月・金曜日 9:00～16:00
61	NPO法人 ネットポリス鹿児島	若年層(39歳以下)に関するさまざまな悩み(ココロの健康相談)	NPO法人ネットポリス鹿児島	LINE相談 スマートフォンアプリ「LINE」 (ID)meyasubako	18:00～21:30
62		ネット問題やネット被害(いじめ)の相談		電話相談 070-5418-4239	6:00～23:00
63	鹿児島県青少年育成県民会議	不登校・ひきこもり・ニート・フリーター等の相談	かごしま子ども・若者総合相談センター(ひきこもり地域支援センター)	電話相談 099-257-8230 メール相談 ホームページ (http://soudan-center-k.com/) から	火～日曜日 10:00～17:00 面接は要予約
64	NPO法人 ワーカーズコープ	就労に関する相談(おおむね15歳から39歳までの方とその家族)	霧島若者サポートステーション 大隅相談室	0994-45-5535	月～金曜日 9:00～18:00
65	鹿児島県職業能力開発協会	就労に関する相談(おおむね15歳から39歳までの方及び40歳代前半までのフリーターの方とその家族)	キャッチワーク鹿児島	099-216-9001	月～金曜日 (年末年始・祝日除く) 9:30～18:00

(3) 高齢者に関する相談

	団体名	相談内容	相談窓口名称	連絡先	備考
66	社会福祉法人 鹿児島県社会福祉協議会	高齢者やその家族の方々の心配事、悩み事	鹿児島シルバー110番	099-250-0110 0120-165270	月～金曜日 9:00～17:00
67	社会福祉法人 鹿児島県社会福祉協議会	判断力に不安がある高齢者の諸手続に関する相談	長寿社会推進部	099-257-3875	月～金曜日 8:30～17:15
68	日本労働組合総連合会	保険・介護相談	安心ネットかごしま	0120-154-052	火曜日 (祝日除く) 9:00～17:00

(4) 経済・消費生活に関する相談

	団体名	相談内容	相談窓口名称	連絡先	備考
69	鹿児島県弁護士会	多重債務に関する法律相談	多重債務者専用無料相談	099-226-3765 相談時間は担当弁護士と調整	月～金曜日 (年末年始・祝日除く) 9:00～12:00 13:00～17:00
70	鹿児島県司法書士会	多重債務・相続等の法律相談	電話相談	予約者優先 099-256-0335	予約制 1人 30分 月・水曜日 13:00～16:00
71	鹿児島県司法書士会	多重債務・相続等の法律相談	面談による相談	志布志市役所本庁実施分 099-474-1111 志布志支所実施分 099-472-1111	予約制 本庁 第1火曜日 志布志支所 第3火曜日 13:00～15:00
72	鹿児島くすのきの会	多重債務に関する相談	電話相談	099-226-1725	土曜日 13:00～16:00
73	日本労働組合総連合会	多重債務相談	安心ネットかごしま	0120-154-052	金曜日 (祝日除く) 9:00～17:00
74	NPO法人かごしまホームレス生活者支えあう会	ホームレス生活者の困りごとや生活保護等に関する相談	電話相談	099-285-8030 0800-100-0783 (フリーコール)	火・木・日曜日 10:00～17:00
75	NPO法人やどかりサポート鹿児島	住まいの確保に関する相談	電話相談	099-800-4842	月・水・金曜日 10:00～12:00 13:00～16:00
76	NPO法人つながる鹿児島	身寄りのない方、社会的に孤立した方に関する福祉・法律に関する相談	鹿児島つながる相談会	来所による相談 予約不要 (問合せ先) 099-296-1253	毎月第3土曜日 13:00～16:00 場所:(鹿児島市)有満ビル2階グリーンコープ生活再生相談室
77	日本労働組合総連合会	住宅相談	安心ネットかごしま	0120-154-052	木曜日 (祝日除く) 9:00～17:00

(5) 労働に関する相談

	団体名	相談内容	相談窓口名称	連絡先	備考
78	独立行政法人 労働者健康安全機構 鹿児島産業保健総合支援センター	産業保健に関する相談	面談による相談	事前予約方式 (問合せ先) 099-252-8002	※日程等の詳細については問い合わせてください。
79	曾於地域産業保健センター	労働者数 50 人未満の小規模事業場の労働者、事業者に対する産業保健に関する相談	相談	(問合せ先) 099-482-0234	※詳細については問い合わせてください。
80	日本労働組合総連合会	労働やメンタルヘルスに関する相談	安心ネットかごしま	0120-154-052	月～金曜日 (祝日除く) 9:00～17:00

(6) 障がいに関する相談

	団体名	相談内容	相談窓口名称	連絡先	備考
81	社会福祉法人 鹿児島県身体障害者福祉協会	障がい者やその家族の日常生活における不安や悩みに関する相談	障害者 110 番	099-228-6000	月～金曜日 (年末年始・祝日除く) 9:00～17:00 第1・3日曜日 10:00～16:00

(7) その他の相談

	団体名	相談内容	相談窓口名称	連絡先	備考
82	公益社団法人 かごしま犯罪被害者支援センター	犯罪被害者等からの不安や悩みに関する相談	電話相談	099-226-8341	火～土曜日 10:00～16:00 月曜祝日の場合翌火曜休日 面接による相談も有(要予約)
83	公益社団法人 全国被害者支援センター	犯罪被害者等からの不安や悩みに関する相談	電話相談	0570-783-554	(年末年始除く) 7:30～22:00

4 大隅地域の精神科及び心療内科医療機関一覧

(1) 精神科病院

病院名	所在地	連絡先
病院芳春苑	志布志市志布志町安楽3008-5	099-472-0030
平和台病院	鹿屋市寿4-1-43	0994-42-2889
桜ヶ丘病院	鹿屋市西原4-15-5	0994-44-8686
メンタルホスピタル鹿屋	鹿屋市田崎町1043-1	0994-42-3155
西原保養院	鹿屋市西原2-29-22	0994-43-1783

(鹿児島県ホームページより引用)

(2) 精神科・心療内科として届出した医療機関（精神病床のない機関）

※ 精神科・心療内科と登録されていても、外来が開設されているとは限りません。
受診に当たっては各医療機関にお尋ねください。

病院名	所在地	連絡先
石神診療所	志布志市有明町伊崎田9102	099-474-0107
志布志中央クリニック	志布志市志布志町志布志1290-1	099-472-3100
田村脳神経外科クリニック	鹿屋市川西町4475-3	0994-41-7100
恒心会おぐら病院	鹿屋市笠之原町27-22	0994-31-1218
井ノ上病院	鹿屋市王子町3980-1	0994-42-5275

(鹿児島県ホームページより引用)

(3) 串間市・都城市・三股町の精神科及び心療内科医療機関（参考）

病院名	所在地	連絡先
大悟病院	三股町大字長田1270	0986-52-5800
永田病院	都城市五十町5173	0986-23-2863
藤元病院	都城市早鈴町17-4	0986-25-1315
都城新生病院	都城市志比田町3782	0986-22-0280
あきづき医院	都城市上水流町2307-1	0986-36-0534
たき心療内科クリニック	都城市若葉町13-6	0986-46-9191
ライフクリニック	都城市安久町6337-2	0986-39-2525

(宮崎県精神保健福祉センターホームページより引用)

病院名	所在地	連絡先
けんなん病院	串間市大字西方3728	0987-72-0224
とめのファミリークリニック	串間市大字都井2179	0987-76-1425

(串間市ホームページより引用)

5 自殺対策基本法

自殺対策基本法（平成18年法律第85号）

目次

第1章 総則（第1条—第11条）

第2章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等（第12条—第14条）

第3章 基本的施策（第15条—第22条）

第4章 自殺総合対策会議等（第23条—第25条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この法律は、近年、我が国において自殺による死亡者数が高い水準で推移している状況にあり、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、これに対処していくことが重要な課題となっていることに鑑み、自殺対策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、自殺対策の基本となる事項を定めること等により、自殺対策を総合的に推進して、自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族等の支援の充実を図り、もって国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第2条 自殺対策は、生きることの包括的な支援として、全ての人がかげがえのない個人として尊重されるとともに、生きる力を基礎として生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、その妨げとなる諸要因の解消に資するための支援とそれを支えかつ促進するための環境の整備充実が幅広くかつ適切に図られることを旨として、実施されなければならない。

2 自殺対策は、自殺が個人的な問題としてのみ捉えられるべきものではなく、その背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、社会的な取組として実施されなければならない。

3 自殺対策は、自殺が多様かつ複合的な原因及び背景を有するものであることを踏まえ、単に精神保健的観点からのみならず、自殺の実態に即して実施されるようにしなければならない。

4 自殺対策は、自殺の事前予防、自殺発生の危機への対応及び自殺が発生した後又は自殺が未遂に終わった後の事後対応の各段階に応じた効果的な施策として実施されなければならない。

5 自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られ、総合的に実施されなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第3条 国は、前条の基本理念（次項において「基本理念」という。）にのっとり、自殺対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、自殺対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

3 国は、地方公共団体に対し、前項の責務が十分に果たされるように必要な助言その他の援助を行うものとする。

（事業主の責務）

第4条 事業主は、国及び地方公共団体が実施する自殺対策に協力するとともに、その雇用する労働者の心の健康の保持を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（国民の責務）

第5条 国民は、生きることの包括的な支援としての自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるよう努めるものとする。

（国民の理解の増進）

第6条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、自殺対策に関する国民の理解を深めるよう必要な措置を講ずるものとする。

（自殺予防週間及び自殺対策強化月間）

第7条 国民の間に広く自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるとともに、自殺対策の総合的な推進に資するため、自殺予防週間及び自殺対策強化月間を設ける。

2 自殺予防週間は9月10日から9月16日までとし、自殺対策強化月間は3月とする。

3 国及び地方公共団体は、自殺予防週間においては、啓発活動を広く展開するものとし、それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

4 国及び地方公共団体は、自殺対策強化月間においては、自殺対策を集中的に展開するものとし、関係機関及び関係団体と相互に連携協力を図りながら、相談事業その他それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

（関係者の連携協力）

第8条 国、地方公共団体、医療機関、事業主、学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校をいい、幼稚園及び特別支援学校の幼稚部を除く。第17条第1項及び第3項において同じ。）、自殺対策に係る活動を行う

民間の団体その他の関係者は、自殺対策の総合的かつ効果的な推進のため、相互に連携を図りながら協力するものとする。

(名誉及び生活の平穩への配慮)

第9条 自殺対策の実施に当たっては、自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活の平穩に十分配慮し、いやしくもこれらを不当に侵害することのないようにしなければならない。

(法制上の措置等)

第10条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第11条 政府は、毎年、国会に、我が国における自殺の概況及び講じた自殺対策に関する報告書を提出しなければならない。

第2章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等

(自殺総合対策大綱)

第12条 政府は、政府が推進すべき自殺対策の指針として、基本的かつ総合的な自殺対策の大綱(次条及び第23条第2項第1号において「自殺総合対策大綱」という。)を定めなければならない。

(都道府県自殺対策計画等)

第13条 都道府県は、自殺総合対策大綱及び地域の実情を勘案して、当該都道府県の区域内における自殺対策についての計画(次項及び次条において「都道府県自殺対策計画」という。)を定めるものとする。

2 市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策についての計画(次条において「市町村自殺対策計画」という。)を定めるものとする。

(都道府県及び市町村に対する交付金の交付)

第14条 国は、都道府県自殺対策計画又は市町村自殺対策計画に基づいて当該地域の状況に応じた自殺対策のために必要な事業、その総合的かつ効果的な取組等を実施する都道府県又は市町村に対し、当該事業等の実施に要する経費に充てるため、推進される自殺対策の内容その他の事項を勘案して、厚生労働省令で定めるところ

により、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

第3章 基本的施策

(調査研究等の推進及び体制の整備)

第15条 国及び地方公共団体は、自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するため、自殺の実態、自殺の防止、自殺者の親族等の支援の在り方、地域の状況に応じた自殺対策の在り方、自殺対策の実施の状況等又は心の健康の保持増進についての調査研究及び検証並びにその成果の活用を推進するとともに、自殺対策について、先進的な取組に関する情報その他の情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策の効率的かつ円滑な実施に資するための体制の整備を行うものとする。

(人材の確保等)

第16条 国及び地方公共団体は、大学、専修学校、関係団体等との連携協力を図りながら、自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるものとする。

(心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進等)

第17条 国及び地方公共団体は、職域、学校、地域等における国民の心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進並びに相談体制の整備、事業主、学校の教職員等に対する国民の心の健康の保持に関する研修の機会の確保等必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策で大学及び高等専門学校に係るものを講ずるに当たっては、大学及び高等専門学校における教育の特性に配慮しなければならない。

3 学校は、当該学校に在籍する児童、生徒等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、当該学校に在籍する児童、生徒等に対し、各人がかけがえのない個人として共に尊重し合いながら生きていくことについての意識の涵養等に資する教育又は啓発、困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育又は啓発その他当該学校に在籍する児童、生徒等の心の健康の保持に係る教育又は啓発を行うよう努めるものとする。

(医療提供体制の整備)

第18条 国及び地方公共団体は、心の健康の保持に支障を生じていることにより自殺のおそれが

ある者に対し必要な医療が早期かつ適切に提供されるよう、精神疾患を有する者が精神保健に関して学識経験を有する医師（以下この条において「精神科医」という。）の診療を受けやすい環境の整備、良質かつ適切な精神医療が提供される体制の整備、身体の傷害又は疾病についての診療の初期の段階における当該診療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、救急医療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、精神科医とその地域において自殺対策に係る活動を行うその他の心理、保健福祉等に関する専門家、民間の団体等の関係者との円滑な連携の確保等必要な施策を講ずるものとする。

（自殺発生回避のための体制の整備等）

第19条 国及び地方公共団体は、自殺をする危険性が高い者を早期に発見し、相談その他の自殺の発生を回避するための適切な対処を行う体制の整備及び充実に必要な施策を講ずるものとする。

（自殺未遂者等の支援）

第20条 国及び地方公共団体は、自殺未遂者が再び自殺を図ることのないよう、自殺未遂者等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

（自殺者の親族等の支援）

第21条 国及び地方公共団体は、自殺又は自殺未遂が自殺者又は自殺未遂者の親族等に及ぼす深刻な心理的影響が緩和されるよう、当該親族等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

（民間団体の活動の支援）

第22条 国及び地方公共団体は、民間の団体が行う自殺の防止、自殺者の親族等の支援等に関する活動を支援するため、助言、財政上の措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

第4章 自殺総合対策会議等

（設置及び所掌事務）

第23条 厚生労働省に、特別の機関として、自殺総合対策会議（以下「会議」という。）を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 自殺総合対策大綱の案を作成すること。
- (2) 自殺対策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、自殺対策に関する重要事項について審議し、及び自殺対策の実施を推進すること。

（会議の組織等）

第24条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、厚生労働大臣をもって充てる。

3 委員は、厚生労働大臣以外の国务大臣のうちから、厚生労働大臣の申出により、内閣総理大臣が指定する者をもって充てる。

4 会議に、幹事を置く。

5 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、厚生労働大臣が任命する。

6 幹事は、会議の所掌事務について、会長及び委員を助ける。

7 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

（必要な組織の整備）

第25条 前2条に定めるもののほか、政府は、自殺対策を推進するにつき、必要な組織の整備を図るものとする。

附 則 抄

（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 （平成27年9月11日法律第66号） 抄
（施行期日）

第1条 この法律は、平成28年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 附則第7条の規定 公布の日

（自殺対策基本法の一部改正に伴う経過措置）

第6条 この法律の施行の際現に第27条の規定による改正前の自殺対策基本法第20条第1項の規定により置かれている自殺総合対策会議は、第27条の規定による改正後の自殺対策基本法第20条第1項の規定により置かれる自殺総合対策会議となり、同一性をもって存続するものとする。

（政令への委任）

第7条 附則第2条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （平成28年3月30日法律第11号） 抄
（施行期日）

1 この法律は、平成28年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

6 志布志市健康づくり推進協議会設置要綱

平成18年1月1日

告示第53号

改正 平成20年3月24日告示第17号

平成20年3月27日告示第35号

平成30年8月1日告示第57号

(設置)

第1条 市が実施する保健事業等の円滑かつ効果的な推進を図るため、志布志市健康づくり推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 健康づくり事業の実施計画の策定に関すること。
- (2) 自殺対策基本法（平成18年法律第85号）第13条第2項に規定する市町村自殺対策計画の案の作成に関すること。
- (3) 関係団体の協力確保に関すること。
- (4) その他地域の実情に応じた保健事業等の推進に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、関係行政機関、保健医療関係団体、地区の衛生組織、学校、事業所等の代表者及び学識経験者のうちから市長が任命し、又は委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、保健課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成18年1月1日から施行する。

(任期の特例)

2 この告示の施行後最初に委嘱される委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成18年3月31日までとする。

附 則 (平成20年3月24日告示第17号抄)

(施行期日)

1 この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年3月27日告示第35号抄)

(施行期日)

1 この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年8月1日告示第57号抄)

(施行期日)

1 この告示は、平成30年9月1日から施行する。

7 志布志市自殺対策ネットワーク会議設置要綱

平成30年8月1日

告示第58号

改正 平成30年10月29日年告示第71号

(設置)

第1条 自殺対策基本法（平成18年法律第85号）第8条の規定に基づき、自殺対策について関係機関等と相互に連携を図りながら協力するとともに、当該自殺対策の総合的かつ効果的な推進を図るため、志布志市自殺対策ネットワーク会議（以下「ネットワーク会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 ネットワーク会議は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 関係機関等との自殺対策に係る連絡調整及び情報交換に関すること。
- (2) 自殺対策基本法第13条第2項に規定に基づく市町村自殺対策計画の内容に係る協議に関すること。
- (3) その他自殺対策に関し必要な事項

(組織)

第3条 ネットワーク会議は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる関係機関等の職員等のうちから市長が任命し、又は委嘱する。

- (1) 大隅地域振興局保健福祉環境部志布志支所
- (2) 大隅曾於地区消防組合
- (3) 企画政策課
- (4) 港湾商工課
- (5) 税務課
- (6) 福祉課
- (7) 保健課
- (8) 建設課
- (9) 教育委員会学校教育課
- (10) 教育委員会生涯学習課
- (11) 水道課
- (12) 社会福祉法人志布志市社会福祉協議会
- (13) そお地区障がい者等基幹相談支援センター
- (14) 医療法人左右会病院芳春苑
- (15) その他市長が必要と認める関係機関等

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。
- 3 委員は、任期中前条第2項各号に掲げる関係機関等の職員等でなくなったときに、解任され、又は解嘱されるものとする。

(会長)

第5条 ネットワーク会議に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、ネットワーク会議を代表する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 ネットワーク会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、その意見を聴くことができる。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第8条 ネットワーク会議の庶務は、保健課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、ネットワーク会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成30年9月1日から施行する。

(任期の特例)

- 2 この告示の施行後最初に委嘱される委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成32年3月31日までとする。

附 則（平成30年10月29日年告示第71号抄）

(施行期日)

- 1 この告示は、平成30年11月1日から施行する。

8 志布志市自殺対策推進本部規程

平成30年 8月 1日

訓令第14号

(設置)

第1条 自殺対策に関する施策を全庁的に推進するため、志布志市自殺対策推進本部（以下「本部」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 本部は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 自殺対策基本法（平成18年法律第85号）第13条第2項に規定する市町村自殺対策計画の実施状況の検証に関すること。
- (2) 自殺対策について必要な各部門間相互の調整に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、自殺対策に関する重要事項の審議及び自殺対策の実施の推進に関すること。

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員で組織する。

- 2 本部長は市長を、副本部長は副市長及び教育長をもって充てる。
- 3 本部員は、別表に掲げる職員をもって充てる。

(本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、会務を総理し、本部を代表する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 3 前項の規定により副本部長が本部長の職務を代理する順序は、副市長である副本部長、教育長である副本部長の順序とする。

(会議)

第5条 本部の会議（以下「会議」という。）は、本部長が招集する。

- 2 会議は、本部員の3分の2以上が出席しなければ、開くことができない。
- 3 本部長は、会議の議長となり、議事を整理する。
- 4 会議の議事は、出席した本部員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 本部長は、必要があると認めるときは、本部員以外の者に会議への出席を求め、その意見を聴くことができる。

(部会)

第6条 本部は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき部員は、本部長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、本部長の指名する部員がこれに当たる。

- 4 部会長は、会務を総理し、部会を代表する。
- 5 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、あらかじめ部会長が指名する委員が、その職務を代理する。
- 6 前条の規定は、部会の会議について準用する。

(部会の報告)

第7条 部会長は、部会の会議の結果を速やかに本部長に報告しなければならない。

(庶務)

第8条 本部の庶務は、保健課において処理する。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、平成30年9月1日から施行する。

別表 (第3条関係)

総務課長 財務課長 企画政策課長 情報管理課長 港湾商工課長 税務課長 市民環境課長 福祉課長 保健課長 農政畜産課長 耕地林務水産課長 建設課長 松山支所総務市民課長 松山支所産業建設課長 志布志支所地域振興課長 志布志支所市民税務課長 志布志支所福祉課長 志布志支所産業建設課長 会計課長 議会事務局長 教育委員会教育総務課長 教育委員会学校教育課長 教育委員会生涯学習課長 農業委員会事務局長 水道課長
--

9 志布志市自殺対策計画 策定経過

開催日程	会議名称等	概要
平成30年6月	事業棚卸し実施	「生きる支援」関連事業の洗い出しを実施
平成30年6月27日	第1回 志布志市自殺対策ネットワーク会議	志布志市における自殺の実態について説明
平成30年7月	保健課・福祉課 自殺対策計画担当者協議	洗い出した「生きる支援」関連事業について自殺対策事業との関連性を協議
平成30年8月1日	志布志市自殺対策ネットワーク会議設置告示制定 志布志市自殺対策推進本部設置訓令制定	
平成30年9月	保健課・福祉課 自殺対策計画担当者協議	基本施策・重点施策について検討
平成30年10月9日	志布志市自殺対策推進本部部会	基本施策・重点施策について検討
平成30年10月16日	第2回 志布志市自殺対策ネットワーク会議	基本理念と基本施策について検討
平成30年11月1日	第3回 志布志市自殺対策ネットワーク会議	重点施策について検討
平成30年11月15日	志布志市健康づくり推進協議会	計画(素案)に関する意見交換
平成31年2月13日	第4回 志布志市自殺対策ネットワーク会議	評価指標・相談窓口等について検討
平成31年2月28日	志布志市健康づくり推進協議会	素案策定
平成31年3月11日～ 平成31年3月25日	パブリックコメントの実施	期間中、本庁保健課・各支所保健係及び市ホームページにおいて計画(素案)を公表 意見数：0件(0人)
平成31年3月28日	パブリックコメントの実施結果公表	市ホームページにおいて公表
平成31年4月24日	志布志市健康づくり推進協議会	計画(案)の承認
令和元年5月10日	市長決裁により計画策定	